

第三次行財政改革大綱

取 り 組 み 実 績

(平成15～17年度)

平成18年6月

茨 城 県

目 次

1 県民サービス改革

- (1) 県民サービス向上運動に取り組みます ----- 1
- (2) 県政情報を積極的に発信します ----- 2
- (3) 県民の参画・協働を進めます ----- 4
- (4) 電子県庁を実現します ----- 7
- (5) 規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化を進めます ----- 9

2 分権改革

- (1) 市町村との対等協力の関係を強化します ----- 10
- (2) 市町村合併を推進します ----- 11
- (3) 国との関係の見直しに取り組みます ----- 11

3 県庁改革

- (1) 職員の意識改革を徹底し，組織を活性化します ----- 13
- (2) 多様な人材を確保します ----- 15
- (3) 課題に柔軟かつ的確に対応する体制を整えます ----- 16
- (4) 職員数の削減や職員給与費の抑制を図ります ----- 21
- (5) 成果重視の行政経営を進めます ----- 22

4 出資団体改革

- (1) 再編統合を進めます ----- 26
- (2) 経営の健全化を図ります ----- 31
- (3) 指導監督を強化し，責任ある経営体制をつくります ----- 35
- (4) 情報公開を徹底します ----- 36

5 財政構造改革

- (1) 財政健全化目標 ----- 37
- (2) 歳出の改革を進めます ----- 37
- (3) 歳入の確保を図ります ----- 43
- (4) 地方税財源の拡充に取り組みます ----- 46

推進事項・内容については，第三次行財政改革大綱の推進事項及びその内容を記載。

：平成15年度から取り組んでいるもの

：平成16年度から取り組んでいるもの

：平成17年度から取り組んでいるもの

1 県民サービス改革

(1) 県民サービス向上運動に取り組みます

| 推進事項・内容 | 取組内容(15～17年度) |
|--|---|
| <p>県民サービス憲章等の作成・公表</p> <p>事務処理の迅速化，応接の仕方，情報の積極的な提供など，県民サービス向上に関して，県民向けに全庁的に取り組むべき基本的な方針を「県民サービス憲章」として作成，公表するとともに，許認可，相談業務等を行っているそれぞれの窓口ごとに，提供するサービスの具体的な内容や事務処理の標準的な時間，県民からの意見等への対応方法などを内容とする「県民サービス指針」を作成，公表します。</p> | <p>県民サービス憲章の制定 平成15年7月1日に制定し，各庁舎，執務室等に掲出。</p> <p>【県民サービス憲章】 私たち県職員は，県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち，最少の経費で最大の効果をめざし，県民本位のサービスに徹します。また，絶えずサービスの改善に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 迅速で的確なサービス 2 親切でわかりやすいサービス 3 公平・公正なサービス <p>県民サービス指針の作成 地方総合事務所，県税事務所，保健所，等の窓口に掲出。</p> |
| <p>県民サービス向上運動の推進</p> <p>前例踏襲，先送りといった，いわゆる「お役所仕事」からの脱却，また時間，費用に対するコスト意識の徹底に取り組みながら，各課所ごとに県民の視点で行政サービス活動全般について常に点検・評価し，県民ニーズへの対応力を高める仕組みや効果的・効率的な仕事の進め方，窓口サービスの改善など，ワンランクアップをめざした県民サービスの向上運動を展開します。</p> | <p>各部局での取組等 県民サービス向上委員会を設け，接遇の改善や業務の改善の取り組みを実施。 電子掲示板「県民サービス向上合戦」を活用し，各職場でのサービス向上に向けた取り組み事例などを紹介し，情報交換等を実施。</p> <p>県民ご意見ボックスの設置 本庁舎，出先機関庁舎113箇所に設置（H15.5.6）。意見については各職場で対応策等を検討のうえ，意見提出者に回答。（投函されたカード数：延べ1,071件）</p> <p>業務改善プログラムの推進 決裁の迅速化など仕事の進め方の改善を図るための「業務改善プログラム」を全庁的に決定し推進。（H15.10月～）</p> <p>一職場一改善運動の推進 各職場で事務のスピードアップ，コスト削減，仕事の内容の見直し等の改善運動を一つ以上実施。</p> <p>あいさつ・声かけ運動の推進 県民サービスの充実向上，職員間の連携を強化するため実施。</p> |
| <p>休日等の窓口開庁</p> <p>県パスポートセンター（三の丸庁舎内）では，新たに日曜日にも旅券の交付を行います。</p> <p>「いばらき就職支援センター」（中央センター）では，雇用相談から職業紹介等の業務を一貫して行い，平日は夜間まで，また土曜日，日曜日にも開庁します。</p> | <p>県パスポートセンター ・毎日曜日旅券交付を実施（H16.4.8～）。 7,996件(全体79,423件の10.1%) 9,725件(全体81,688件の11.9%)</p> <p>「いばらき就職支援センター」（中央センター，H16.4月開設） ・平日夜間及び土曜日・日曜日の開庁を実施。</p> |

| | |
|--|--|
| | 利用人員：25,884人 相談件数：31,994件 利用人員：43,227人 相談件数：49,920件 利用人数及び相談件数は、県内5ヶ所の 就職支援センターにおける合計 |
|--|--|

(2) 県政情報を積極的に発信します

| | |
|--|--|
| <p>情報公開の推進</p> <p>県民が、情報をより入手しやすくなるよう積極的に情報公開を推進していきます。</p> <p>インターネットを利用した情報の開示請求制度を導入します。</p> | <p>利用料金の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書や行政資料の写しをとる際の利用料金を1枚20円(A3判以下,単色刷り)から10円に引き下げ(H15.4)。 <p>知事交際費の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事交際費の執行状況(H15.4月分以降)を県のホームページに毎月掲載。 <p>インターネットによる開示請求制度を導入(H16.5.25~)</p> <p><実績> 4件(全請求件数 845件中) 3件(全請求件数 1478件中)</p> |
| <p>政策広報の推進</p> <p>インターネットで最新の政策情報や県政の動きをお知らせする「県政クローズアップ」や「県政ホットニュース」などを充実し、積極的に政策広報を推進します。</p> <p>マスメディアなどを活用して情報を迅速・的確に発信するための研修を充実することなどにより、職員一人ひとりが広報マンであるとの意識を高め、戦略的な政策情報の広報に努めます。</p> | <p>広報広聴課に政策広報の副参事を配置。(H15.4月)</p> <p>県政クローズアップ等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 県政クローズアップ 25事業, 24事業, 57事業 県政ホットニュース 403件, 340件, 310件 <p>研修等の充実</p> <p>新任係長研修でのパブリシティ研修, 新任課長補佐級研修及び情報発信力向上講座での情報発信に関する研修, 各部局ごとの報道対応研修, 報道機関への情報提供時のアドバイス等を実施。</p> |
| <p>ITを活用した広報の充実</p> <p>県政に関する情報を動画や音声でわかりやすく提供する「インターネット放送局」について、ブロードバンドネットワークを活用し、より高速の配信を行うなど県ホームページの一層の充実を図ります。</p> <p><目標>県ホームページのアクセス数： 年間500万件</p> <p>県の様々な情報を電子メールでお届けする「メルマガいばらき」について、読者アンケートの実施など、メールの双方向性を活かして読者ニーズを把握し、きめ細かな情報提供を進めます。</p> <p><目標>メルマガいばらき登録読者数：</p> | <p>インターネット放送局</p> <p>15年度制作分からブロードバンド用の通信速度を150kbpsから300kbpsに向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放映番組数 104本, 108本, 56本 (県政ニュース, 観光・施設情報, 施設・施策紹介, 知事記者会見等) <p><実績> 444万件 380万件 409万件</p> <p><達成状況> 81.8%</p> <p><実績> 3,036人</p> |

| | |
|---|---|
| <p>3,500人</p> | <p>3,510人 3,941人 <達成状況> 112.6%</p> |
| <p>県政出前講座の充実 県が重点的に取り組んでいる施策等を、県職員が集会や職場などに伺って直接説明する「県政出前講座」について、県民のニーズ等に応じてテーマや内容を見直すなど一層の充実を図ります。</p> | <p>テーマの見直し、テーマ一覧表取りまとめを実施。 155テーマ、72件 184テーマ、57件 189テーマ、58件</p> |
| <p>コスト情報の提供 行政活動のコストについて、県民にわかりやすくお知らせするため、これまで公表してきた行政コスト計算書に加え、新たに県の会館など主要な公共施設について、運営経費などのコスト計算書を作成し、公表します。 <目標>広く県民が利用する有料施設(40施設程度)の全てについて作成・公表 各種イベントなどの行政活動に係るコストについても、ホームページに掲載するなど情報提供を進めます。</p> | <p>県民文化センター、つくば国際会議場などの有料施設の行政コスト計算書を作成・公表。 <実績> 30施設 35施設 40施設 <達成状況> 100.0% イベント開催経費や印刷物単価を案内チラシ、印刷物に掲載。 ・印刷物： 6件, 21件, 11件 ・イベント： 6件, 7件, 3件</p> |
| <p>審議会情報の公表 県の審議会等の審議内容について、県のホームページなどへの掲載を進めます。 <目標>全ての審議会で審議内容等を公表(個人情報等を除く)</p> | <p>審議会の公開、ホームページ等により開催後の審議内容を公表。 <実績> 23審議会で公表 33審議会で公表 39審議会で公表 全審議会(90)のうち、未開催、個人情報に係る事務等を扱う審議会を除く全ての審議会で公表。 <達成状況> 100.0%</p> |
| <p>県域デジタル放送の活用 地上放送のデジタル化に伴い、平成16年10月を目途にNHK総合放送において県域放送が開始されることから、県民生活に直結した各種情報に係る番組が数多く放送されるようNHKに提案していきます。</p> | <p>庁内及び県内市町村を対象に地上デジタル県域放送周知を図るための説明会を開催(8回, 4回, 2回) NHK県域デジタル放送開始1年前特集番組の中で、いばらきブロードバンドネットワークを使った県庁からのライブ中継を実施。 NHKが平成16年10月に開局した県域放送の番組の中で、県、市町村スタジオからの中継を定時番組化。 ・「県政お知らせスタジオ」 県庁からは毎週月・金曜日の2回 42回, 85回</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・データ放送 158本， 335本 NHK水戸放送局のスタジオに生出演しPR 記者会見や記者発表、資料提供の結果、ニュースとして放送 |
|--|--|

(3) 県民の参画・協働を進めます

| | |
|---|--|
| <p>県民と知事・職員との対話の充実</p> <p>知事が一般公募による参加者から直接意見を聞く「知事と語ろう『明日の茨城』」などの取組みを充実します。</p> <p>県民の関心が高い行政課題等について，関係部長等が県民との直接対話を行う機会を設け，県民とのコミュニケーションを拡大します。</p> <p>職員が積極的に地域社会や業務の現場に出る機会を増やし，県民の生の声を反映した施策の充実に努めます。</p> | <p>「知事と語ろう『明日の茨城』」(県民と知事の対話集会)を開催。</p> <p>2回(土浦，下館)参加者：240名 2回(日立，県庁)参加者：174名 2回(神栖，つくば)参加者：229名</p> <p>県政出前講座に部長が出席 「茨城県の行財政改革」などで実施。</p> |
| <p>計画等策定に当たっての県民意見の反映の充実</p> <p>県の主要な事業計画等について，インターネット等を通じて計画作成時から情報を公表し，県民からの意見を県の意思決定に反映させるよう努めます。</p> | <p>インターネット等による県民意見の反映 「百里飛行場ターミナルビル基本構想」，「いばらき農業改革研究会提言」等9件について意見を募集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見数：62件 <p>「茨城県個人情報の保護に関する条例等改正」等6件について意見を募集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見数：45件 <p>「いばらき環境学習プラン(改訂版)等8件について意見を募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見数：49件 |
| <p>インターネットモニター制度の導入</p> <p>県政モニター制度について，新たにインターネットによりアンケート調査を実施する制度を導入します。</p> | <p>インターネットによるアンケート調査 「緑化に関するアンケート」，「いいものいっぱい県産品普及事業に関するアンケート」など4件実施。</p> <p>「環境問題に関するアンケート」，「科学技術に関するアンケート」の2件実施。</p> <p>「献血に関するアンケート」，「銘柄畜産物等に関するアンケート」など3件実施</p> |
| <p>県民意見データベースの導入・公開</p> <p>県民から寄せられた意見や提言を積極的に活用するため，これらの情報の処理や検索を迅速に行うデータベースシステムを導入します。</p> <p>県民意見の県政への反映状況も含めて，県民意見データベースをホームページ上で公表します。</p> | <p>データベース登録件数 1，994件 (住民提案785，県政モニター222，他987) 1，633件 (住民提案449，県政モニター252，他932) 1，626件 (住民提案462，県政モニター136，他1,028)</p> <p>ホームページ公開件数</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>177件 (住民提案80, 県政モニター91, 他6) 175件 (住民提案53, 県政モニター121, 他1) 147件 (住民提案55, 県政モニター84, 他8)</p> |
| <p>審議会委員の公募 審議会について, その性格に応じて委員の一部公募制を導入します。 <目標>審議会の15%(13審議会程度)で委員の一部を公募</p> <p>女性委員の積極的起用に努めます。 <目標>女性委員の割合: 30%</p> | <p><実績> 2 審議会 で公募実施 ・男女共同参画審議会 (委員数20人中2人を公募) ・景観審議会 (委員数15人中1人を公募) 3 審議会 で公募実施 ・生涯学習審議会 (委員数20人中2人を公募) ・ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会 (委員数15人中1人を公募) ・茨城県近代美術館協議会 (委員数10人中1人を公募) 3 審議会 で公募実施 ・茨城県図書館協議会 (委員数15人中1人を公募) ・茨城県社会教育委員会議 (委員数15人中1人を公募) ・茨城県陶芸美術館協議会 (委員数10人中1人を公募)</p> <p><達成状況> 61.5%</p> <p><実績> 25.2% 25.9% 27.0%</p> <p><達成状況> 90.0%</p> |
| <p>公共施設サポーター制度の拡充 県民の共有財産である道路を「里子」に見立て, 住民団体・ボランティア等の「里親」が環境美化活動を行う道路里親制度について, 平成12年度からの試行を経て, 平成15年度から本格実施し, 参加団体の拡大を図ります。 <目標>道路里親制度参加団体数を60団体程度に拡大</p> <p>公園・河川など他の公共施設の維持管理についても, 公募等により住民団体・ボランティア等が参加する仕組みを導入します。</p> | <p>道路里親制度参加団体数</p> <p><実績> 22 団体 (活動総人員2,689人) を認証, 38.9km(18路線)区間で県管理道路の環境美化活動を実施。 28 団体 (活動総人員2,983人) を認証, 48.7km(25路線)区間で県管理道路の環境美化活動を実施。 41 団体 (活動総人員3,840人) を認証, 69.0km(34路線)区間で県管理道路の環境美化活動を実施。</p> <p><達成状況> 68.3%</p> <p>公園サポーター制度</p> <p><実績> 洞峰公園(土浦市)に「洞峰をあいする会」が設立され, ボランティア活動開始(試行)</p> |

| | |
|--|---|
| <p><目標>公園サポーター制度を導入し，偕楽園など3公園で実施</p> | <p>花壇植え替え，草取り等 洞峰公園など3公園で8団体を公園サポーターに認定し，花壇づくり・ゴミ拾い・巡視等のボランティア活動実施</p> <p><達成状況>100.0%</p> |
| <p><目標>河川愛護活動への参加人員数を53,000人に拡大</p> | <p>河川愛護活動参加人員</p> <p><実績> 52,054人(51団体) 51,392人(47団体) 51,156人(49団体) (県管理の216河川中85河川で実施)</p> <p><達成状況>96.5%</p> |
| <p><目標>県民の森にボランティア制度を導入し，奥久慈憩いの森など3施設で実施(参加人員100人程度)</p> | <p>ボランティア制度導入施設</p> <p><実績> 2施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥久慈憩いの森，茨城県民の森(参加人員数：327人) 2施設 ・奥久慈憩いの森，茨城県民の森(参加人員数：348人) <p><達成状況>66.6%</p> <p>参加人員は目標の3倍</p> |
| <p>ボランティア団体・NPO等との連携・協働</p> | |
| <p>環境，福祉，生涯学習，安全なまちづくりなどの各種分野で，事業活動への参加や調査などの事業委託，イベントの共催など，ボランティア団体等からの提案も受けながら，連携・協働をさらに進めます。</p> <p>連携・協働事業の事例集の作成や，事業の企画案を協議するフォーラムの開催などにより，連携・協働を進めやすい環境づくりを推進します。</p> | <p>行政職員向けNPOフォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催：平成16年11月25日(木) <p>ボランティア団体・NPO等向けフォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催：平成17年2月27日(日) <p>NPOフォーラム2005inつくば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催：平成17年10月28日(土)～29日(日) <p>自治体職員のためのNPO研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催：平成18年2月16日(木) <p>連携・協働数 県：63件 市町村140件</p> |
| <p>ボランティア団体・NPO等への支援の充実</p> | |
| <p>「交流サルーンいばらき」においてボランティア団体等の活動運営に対する相談や交流の場を提供するほか，活動情報のインターネット掲載を拡充するなど情報提供を充実します。</p> <p><目標>地域活動団体情報掲載団体数：1,800団体</p> <p>ボランティア団体等の活動運営に関するアドバイザーの派遣(平成15,16年度)や研修会の開催など活動支援策を強化します。</p> | <p>交流サルーンいばらきの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室，パソコン等機器の提供，相談業務等を実施。 ・利用者数： 10,544人 11,068人 11,131人 <p>地域活動団体情報ホームページ掲載</p> <p><実績>県内地域活動団体情報をデータベース化しホームページに掲載</p> <p>1,501団体 1,580団体 1,524団体</p> <p><達成状況>84.6%</p> <p>NPOに対する運営アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間：H15.8月～H17.3月 ・委託先：茨城NPOセンター・コモンズ他 ・活動内容：経理，労務，IT，事業立案・企画等の支援等 |

| | |
|--|--|
| <p>市町村担当課長会議などを通じて、ボランティア団体等の活動情報を周知し市町村との連携を支援します。</p> <p>自治会、町内会などの地域コミュニティ団体等に対し、助成金の交付や情報提供などの活動支援を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数： 102件, 156件 NPO運営セミナー ・時期：平成17.8～平成18.3 ・内容：法人運営の基礎的事項及び税務会計等の専門事項 ・参加：延べ377人 <p>市町村県民運動担当課長会議の開催 市町村担当課長等に対し、県内NPOの現況等について説明。 ご近所の底力再生事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の支援 <p>149件（393申請） 143件（356申請）</p> |
|--|--|

4) 電子県庁を実現します

ア 電子県庁を実現するための各システムの整備

| | |
|--|---|
| <p>電子申請システムの整備</p> <p>自宅や会社などから、1回で、いつでも申請・届出などの手続を行うことができるワンストップサービスを実現する電子申請システムを整備します。</p> <p><目標>申請・届出手続数の80%を電子化</p> <p>各種申請書等について、県のホームページでの様式ダウンロードサービスを充実します。</p> | <p>いばらき電子申請・届出サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用開始（H16.5.25～） ・県手続き：247手続をオンライン化 ・市町村手続き ：43市町村で41手続をオンライン化 つくば市は単独で運用中 <p><実績> 10.1%（1,045手続のうち106手続） 23.7%（1,044手続のうち247手続）</p> <p><達成状況> 23.7%</p> |
| <p>公共施設予約システムの整備</p> <p>インターネットにより、県及び市町村のスポーツ施設などの空き情報を検索し、予約・利用申込ができる公共施設予約システムを整備します。</p> <p><目標>対象施設数790施設</p> | <p>平成15年10月1日からシステム運用を開始。</p> <p><実績> 158公園566施設で運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録：5,861件 ・施設予約：14,575件 （全体163,756件の9%） <p>161公園572施設で運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録：4,851件 ・施設予約：56,448件 （全体287,634件の20%） <p>169公園490施設で運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録：3,706件 ・施設予約：68,040件 （全体287,285件の24%） <p><達成状況> 62.0%</p> |
| <p>建設CALS/ECの整備</p> <p>公共事業の調達手続きの透明性や公共施設の品質の確保、公共工事のコスト縮減を進めるため、建設CALS/ECを整備します。</p> <p><目標>電子入札、電子納品</p> | <p>一般競争入札、指名競争入札に加え、標準プロポーザル方式等に対応した入札システムを開発。</p> <p><実績> 2億円以上の工事で電子入札開始 入札件数：8件</p> |

| | |
|---|--|
| <p>工事：3千万円以上の工事を実施 測量，設計等：全ての業務で実施</p> | <p>5千万円以上の工事，500万円以上の業務委託で電子入札 入札件数：266件 ・工事 本庁39件，出先79件 ・委託 本庁24件，出先124件 3千万円以上の工事及び全ての委託業務（ただし、随意契約及び100万円以下を除く）で実施 入札件数：1,738件 ・工事 本庁102件，出先485件 ・委託 本庁69件，出先1,082件 <達成状況>目標どおり実施</p> |
| <p>電子調達システムの整備 競争性の確保，業務の効率化等を図るため，競争入札参加資格申請，入札等の実施，入札情報公表等の一連のプロセスを電子的に処理する電子調達システムを整備します。 <目標>本庁での物品の調達（一括調達分）で100%</p> | <p>先進自治体・開発業者等の調査を実施し，電子調達システム仕様を検討。 <達成状況>導入時期見直し 平成21年度本格稼働を目標</p> |
| <p>総合文書管理システムの整備 事務の迅速化とともに文書量の削減（ペーパーレス化）を図るため，文書の收受から決裁，保存までを電子的に処理する総合文書管理システムを整備します。 目標 文書のペーパーレス化 文書量を35%削減(対平成12年度比)</p> | <p>平成17年10月1日から運用開始。 <達成状況> 文書量（複写機使用枚数）35%増 (対平成12年度比)</p> |
| <p>県税の電子申告制度の導入 納税者の負担の軽減等を図るため，国における電子認証制度の導入状況や全国共通の電算システム開発の進捗状況を踏まえながら，法人二税，県たばこ税について，電子申告の先行実施を進めます。 また，平成19年度に電子納税が可能となるようシステム開発を進めます。</p> | <p>全国共通の申告受付・配信システムを構築するため，「地方税電子化協議会」(H15.8月設立)に入会。 地方税電子化協議会の実施する地方税ポータルシステム(eL T A X)と税務総合オンラインシステムを接続し，平成18年1月に法人二税の電子申告の受付を開始。 平成19年度の電子納税開始に向け，税務電算システムの移行開発を開始。</p> |

イ 業務プロセスの見直し

| | |
|---|---|
| <p>業務プロセスの改善 電子文書收受後のグループ内一斉閲覧による迅速な情報共有やグループ内での一斉回議，事前閲覧が可能な電子決裁の導入などにより，ハンコ行政からの脱却，決裁手続きのスピードアップを図ります。 職階毎の決裁区分や合議先，業務手順等の見直しにより，庁内の意思決定の迅速化を図ります。 (目標)決裁日数の短縮：1/3程度短縮</p> | <p>予算執行等に係る合議の簡素化や意思決定の迅速化を図るため財務規則及び事務決裁規程を改正(平成16年4月1日施行)。 現行業務処理手順を基本に，入力画面の一本化や処理時間短縮のための一斉回覧などの導入を検討。 <達成状況> 電子決裁などを内容とする「総合文書管理システム」を平成17年10月1日から運用開始。</p> |
|---|---|

(5) 規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化を進めます

| 県民，企業等に対する県条例等に基づく規制の廃止・緩和 | |
|--|--|
| <p>県条例等に基づく規制の総点検（305条例等1,497事務）を実施します。</p> <p>規制の廃止，許認可等の事前関与を事後関与に移行するなどより緩やかな規制への移行，また許認可の有効期間の見直しなどを実施します。</p> <p><目標>廃止・緩和する規制： 63条例等138事務</p> | <p>全庁で規制等の総点検を行うとともに，産業界等へのアンケートを行い規制緩和等を実施。</p> <p><実績> 理・美容所以外で業を行う場合の出張業務の届出廃止等を実施 工業開発条例の廃止等を実施 県立医療大学付属病院入院承認後の保証人数の緩和 延べ48条例等113事務を廃止・緩和</p> <p><達成状況> 81.8%</p> |
| 行政手続の簡素化 | |
| <p>許認可申請等での類似申請が一回で済むよう手続きを簡素化するほか，申請等での添付書類の削減，申請書等への押印の廃止を実施します。</p> <p><目標>簡素化する手続き： 56規則等82事務</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムの活用により，住民票添付が不要となる事務を拡大します。</p> <p><目標>住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住民票添付不要： 17事務</p> | <p>全庁で規制等の総点検を行うとともに，産業界等へのアンケートを行い規制緩和等を実施。</p> <p><実績> 旅館営業許可申請時の添付書類削減等を実施 有料公園施設利用許可申請時の記名押印と署名との選択等を実施 県立医療大学付属病院入院申込書の記名押印と署名の選択 延べ47規則等66事務を簡素化</p> <p><達成状況> 80.4%</p> <p>住民票の添付が不要となった事務</p> <p><実績> H17年度末までに一般旅券の新規発給，再発給等計17事務</p> <p><達成状況> 100.0%</p> |

2 分権改革

(1) 市町村との対等協力の関係を強化します

| 推進事項・内容 | 取組内容(15～17年度) |
|--|---|
| <p>市町村に対する県の関与の廃止・縮減</p> <p>県条例等に基づく市町村への関与や市町村に義務付けた事務の総点検を実施します。</p> <p>市町村事務に関する県の協議や承認，県への届出，報告など県の関与について，市町村の自主性の拡大の観点から見直しを行い，廃止・縮減を進めます。</p> <p><目標>廃止・縮減する関与：13事務</p> <p>申請書等を受理し県へ送付する経由事務や各種調査事務など市町村に義務付けた事務事業について，市町村の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行い，廃止・縮減を進めます。</p> <p><目標>事務負担の軽減を図る事務：42事務</p> | <p>庁内，全市町村に対する調査を実施。</p> <p>市町村への県の関与の廃止・縮減</p> <p><実績> 市町村施行土地区画整理事業の資金計画の変更等に係る県との協議の廃止など11事務について廃止・縮減。市町村の都市計画決定に係る県知事の同意を廃止。引取り者の判明しない死体を大学の長に交付した時の知事への報告延べ12事務を廃止・縮減</p> <p><達成状況>92.3%</p> <p>市町村の事務負担の軽減</p> <p><実績> 建築確認申請に係る市町村農業委員会の地目確認事務の廃止などの事務について廃止・縮減。中学生等生徒の連絡希望調査ヒアリングなどの事務について廃止・縮減。延べ41事務を廃止・縮減</p> <p><達成状況>97.6%</p> |
| <p>市町村への権限移譲</p> <p>権限移譲は，市町村の規模や執行体制に応じ，個別事務の移譲，包括的な移譲の2つの方式で進めていきます。</p> <p>市町村への移譲事務の執行にあたっては，事務処理特例交付金により十分に財源措置を講じるとともに，適切な情報提供や助言を行い，市町村が円滑に移譲事務を処理できるよう支援します。</p> <p>【個別事務の移譲】</p> <p>事務処理の迅速化や一元化の観点から住民サービスの向上が図られる事務や地域の実情に精通している市町村が行った方がより効果的と考えられる事務等について，移譲を進めていきます。</p> <p>住民からの申請を受理し県へ送付するなどの経由事務については，その元となる許認可などの本体事務までも市町村に移譲するなど，できる限り事務全体を市町村で処理できるようにします。</p> <p>【包括的な移譲】</p> <p>人口10万人以上の市に対し，権限・財源・人材をセットで移譲する「まちづくり特例市制度」について，人口要件の引き下げを含め，指定を拡大していきます。</p> | <p>【個別事務の移譲】</p> <p><実績> 新規移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規移譲法令：7法令63事務 ・移譲事務の拡大：(14法令)56事務 <p>合計：(21法令)119事務</p> <p>H16.4.1現在の権限移譲事務数 42法令492事務</p> <p>新規移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規移譲法令：2法令4事務 ・移譲事務の拡大：9事務 <p>合計：(2法令)13事務</p> <p>H17.4.1現在の権限移譲事務数 48法令518事務</p> <p>新規移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規移譲法令：6法令118事務 ・移譲事務の拡大：(4法令)43事務 <p>合計：(10法令)161事務</p> <p>H18.4.1現在の権限移譲事務数 53法令669事務</p> <p>【包括的な移譲】</p> <p>『まちづくり特例市制度』</p> <p>平成15年度の指定： つくば市，ひたちなか市</p> |

| | |
|--|--|
| <p><目標>権限移譲：30 法令 176 事務</p> | <p>* 日立市，土浦市は平成 14 年度から継続 「個性豊かなまちづくり」，「住みよいくらしづくり」，「活力ある産業づくり」分野への事務の追加に加えて「環境分野」の追加，受入要件の緩和や支援措置を拡大。取手、ひたちなか市（環境分野）筑西市、石岡市、古河市、常総市の平成 18 年 4 月指定に向けた連絡調整 <達成状況> 176.6% (53 / 30)</p> |
| <p>対等な人事交流の推進 市町村と県との間で，対等の職層で相互に政策形成に係る部門に職員を派遣し合うなど，対等な人事交流を推進します。 <目標>人事交流実施市町村数：10 市町村，10 人</p> | <p>市町村との対等人事交流 <実績> 8 市 8 人 （水戸市，日立市，土浦市，石岡市，下館市，結城市，つくば市，鹿嶋市）12 市町 12 人 （水戸市，日立市，土浦市，石岡市，下館市，結城市，取手市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，友部町，那珂町）11 市町 11 人 （水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，取手市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，那珂市，友部町） <達成状況> 110.0%</p> |
| <p>市町村と県の合同研修の充実 市町村と県それぞれの視点や考え方の相互理解を深めるとともに，双方の職員の政策形成能力，法務能力等の向上を図るため，市町村との合同研修を充実します。</p> | <p>主任研修，政策法務実践講座など 10 講座を合同研修として実施。 9 講座， 10 講座， 10 講座</p> |
| <p>市町村との情報通信ネットワークの整備・活用 市町村・県・国を相互に結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）の活用により，市町村と県との間の申請・届出，各種調査，通知など文書交換の迅速化を進めます。</p> | <p>平成 15 年 11 月に県内全市町村が L G W A N に接続，以下のシステムが稼働中 ・電子申請・届出システム ・L G W A N 電子文書交換システム</p> |

(2) 市町村合併を推進します

| | |
|--|--|
| <p>市町村合併の推進 合併重点支援地域の拡大を図るとともに，茨城県市町村合併支援プランに基づき，住民参加による自主的な市町村合併への取組みを総合的かつ積極的に支援します。なお，これらの支援は，市町村合併に対する各種の特例などを定めた「市町村の合併の特例に関する法律」の期限と合わせ，平成 17 年 3 月までの措置とします。</p> | <p>県内市町村は合併に伴い 83 (H15.4.1) から 44 に再編。 ・H17.3.31 現在市町村数 62 （26 市，27 町，9 村） ・H18.3.31 現在市町村数 44 （32 市，10 町，2 村）</p> |
|--|--|

(3) 国との関係の見直しに取り組みます

| | |
|---|--|
| <p>県への権限移譲 職業紹介や土地利用などの権限について，地方への移譲を国に対し提案していきます。</p> | <p>平成 15 年 4 月に地方分権推進本部あて移譲事務について提案。 職業紹介について，平成 15 年 6 月に一定</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| | <p>の範囲内で都道府県も行うことができるとする改正職業安定法が成立。</p> |
| <p>県に対する関与の廃止・縮減</p> <p>県の事業，計画決定などにかかる国との協議の義務付けや県の組織等に対する必置規制など国の関与について，その廃止・縮減を提案していきます。</p> | <p>平成15年4月に地方分権推進本部あて関与の廃止縮減について提案。 全国知事会「国の過剰関与等撤廃研究会」へ参加し，過剰関与の事例を研究。</p> |
| <p>社会資本整備に係る国・地方の役割分担の見直し</p> <p>現在の社会資本の整備の仕組みは，例えば国が直轄事業により整備した港湾施設について地方公共団体が管理を行うなど，整備主体と管理主体が一致していないことにより，運営に支障が生じているケースが見受けられます。このため，国と地方それぞれが自らの責任と負担で社会資本を整備し，管理運営までをも一貫して行う仕組みを構築する必要があるこうした国・地方の役割分担の見直しについて国に対し要請していきます。</p> | <p>平成15年7月，11月の中央要望において，直轄港湾の維持修繕に関する国の責任等について要望。 全国知事会「国の過剰関与等撤廃研究会」へ参加し，役割分担の見直しなどを研究。</p> |
| <p>地方税財源の充実・強化</p> <p>県が自主的・自立的に地域の課題を解決していくために必要な地方税財源の充実強化方策について，国に対し提案していきます。</p> | <p>県選出国会議員説明会や全国知事会を通じて国等に提案・要望を実施。 ・地方分権を目指した三位一体の改革の推進について</p> |
| <p>県のあり方の研究</p> <p>今後の県内の市町村合併の進捗を踏まえ，国・県・市町村の役割の再整理を行いながら，「都道府県合併」，「道州制」をも含め，地方行政制度のあり方についての研究を進めます。</p> | <p>県・市町村の若手職員により構成する「分権時代における県のあり方研究会」による調査研究を実施 全国知事会「道州制研究会」へ参加し，道州制等について研究。 全国知事会道州制特別委員会へ参加し，今後の広域自治体改革のあり方などについて研究。</p> |

3 県庁改革

(1) 職員の意識改革を徹底し、組織を活性化します

| 推進事項・内容 | 取組内容(15～17年度) |
|---|--|
| <p>意識改革のための研修の充実</p> <p>「住民と行政との協働推進セミナー」, 「企業に学ぶセミナー」などの従来の研修に加え,新たに「部課長のための意識改革講座」, 「行政経営品質向上講座」, 「コーチング能力開発研修」などを実施し,職員の意識改革のための研修を充実します。</p> | <p>職員の意識改革のための研修 行政経営品質向上,住民と行政との協働推進セミナー,企業に学ぶセミナー,コーチング能力開発等の研修を実施。 ・行政経営品質向上:概ね全職員に実施 行政経営品質向上,県民サービス向上,コーチング能力開発等の研修を実施。 ・行政経営品質向上:850名 (課長補佐クラス中心に実施) 行政経営品質向上,部課長のための意識改革等の研修を実施 ・行政経営品質向上:560名 (課所長等を中心に実施)</p> |
| <p>目標チャレンジ制度の導入</p> <p>組織の使命や目標について,課所単位での対話を活発化し,情報の共有化を通じ,職員が組織目標の達成に向けて主体的に取り組む,業務を効果的に遂行できるよう目標チャレンジ制度を導入します。 目標チャレンジの取り組みの結果は,ホームページで公表します</p> | <p>目標チャレンジでの目標設定数等 部局重点目標を54設定 表彰(優秀賞1,努力賞3) 部局重点目標を45設定 表彰(優秀賞2,努力賞5) 部局重点目標を41設定 表彰(優秀賞1,努力賞3,継続努力賞2)</p> |
| <p>人事評価制度の見直し</p> <p>国の公務員制度改革を踏まえつつ,能力主義・実績主義に基づいた人事制度を実現するため,加点方式を重視するなど人事評価制度を見直します。</p> | <p>公務員制度改革検討ワーキンググループを人事課内に設置し,能力・業績を重視した新たな人事評価制度のあり方等について,先進県調査・検討を実施。 新たな人事評価制度の(案)を作成</p> |
| <p>予算節約の奨励</p> <p>職員のコスト意識を高めるため,創意工夫により予算執行額を節約した場合に,その一部を翌年度の予算として有効に活用できる予算節約奨励の仕組みを実施します。</p> | <p>予算編成に当たり,内部管理経費等一部については,事業担当部局主体の予算編成を導入し,効率的な予算執行をする中で節約を促進。 平成17年度における創意工夫による節約相当額を「再構築枠」として要求枠に加算</p> |
| <p>政策研究成果の施策化</p> <p>若手職員グループが政策提案を行う政策研究講座について,実施期間や評価方法を見直したうえで,優れた研究成果の施策化を推進します。</p> | <p>政策研究講座研修の応用研究課程を4月～11月,基礎研究課程を1月～3月にかけて実施。 知事懇談会(研究成果の知事への報告・意見交換,11月)を実施し,施策化を推進。</p> |
| <p>職員提案の活性化</p> <p>職員から施策のアイデアを募集し優れた提案については提案者を担当課所へ配置換するなど,職員提案の活性化により新規の施策化を推進します。</p> | <p>職員提案「アイデアオリンピック」の応募件数等 応募件数:150件 11件を表彰し施策化 応募件数:247件</p> |

| | <p>10件を表彰，施策化に向け検討。 新たに佳作を設定(10件)。 応募件数：357件 7件を表彰，施策化に向け検討。 そのほか、佳作として6件選定。</p> <p>電子会議室の設置 ・名称：政策・施策等の提案等に関する 電子会議室 ・設置時期：平成16年2月</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|----|----|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|
| <p>庁内公募の拡充 新たに技術職員の専門能力を高める業務を対象に加えるなど公募対象業務を増やし、庁内公募を拡充します。 <目標>庁内公募対象業務数：20業務</p> | <p>庁内公募対象業務数 <実績> 12業務 ・事務・技術業務：9 ・技術業務：3 17業務 ・事務・技術業務：12 ・技術業務：5 20業務 ・事務・技術業務：13 ・技術業務：7 <達成状況> 100.0%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>スペシャリストの育成 専門的知識・経験等を備えた人材を配置する必要のある行政分野の検討を行い、スペシャリストの育成のためのジョブローテーションを実施していきます。</p> | <p>スペシャリスト育成のためのジョブローテーション制度の実施状況について全国調査を実施。 用地の分野について、関係課からのヒアリングを実施。税務，福祉分野も意見聴取の上，平成17年度からのジョブローテーション実施に向け検討。 高い専門性が要求される税務・法制・IT・児童福祉などの分野については，過去に従事経験のある職員を再度配置。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>女性職員の登用の促進 男女共同参画社会の形成の観点から女性職員の幅広い分野への配置や研修機会の拡大を進め，登用を促進するなど，女性職員の意欲と能力を積極的に活用します。</p> | <p>女性管理職員登用状況(平成17年度定期人事異動) 部長級への昇任者：1名 部長級への採用者：1名 課長級への昇任者：2名</p> <p><女性部課長級職員数></p> <table border="1" data-bbox="818 1615 1390 1758"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> | 年 度 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 部長級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | 課長級 | 20 | 22 | 27 | 26 | 23 | 計 | 21 | 24 | 30 | 30 | 27 |
| 年 度 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課長級 | 20 | 22 | 27 | 26 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 21 | 24 | 30 | 30 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>民間企業等への派遣研修の充実 コスト意識や専門的知識，国際感覚等を身につけた職員の育成を図るため，新たな派遣先を開拓するなど，民間企業等への派遣研修を充実します。 先進的な行政手法や幅広い視野・経験を身につけるため，国，他の都道府県，市町村との間の人事交流を積極的に推進しま</p> | <p>民間企業，他の行政機関等への派遣研修，人事交流 <実績> ・民間企業：2名 ・国：16名 ・他県：4名 ・市町村：8名 計30名 ・民間企業：3名</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>す。 <目標>民間企業，他の行政機関等への派遣者数：35人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国 : 16名 ・他県 : 5名 ・市町村 : 12名 ・民間企業 : 3名 ・国 : 18名 ・他県 : 5名 ・市町村 : 11名 <p style="text-align: right;">計36名 計37名</p> <p><達成状況> 105.7%</p> |
| <p>政策形成能力向上のための研修の強化 政策研究講座を充実するほか，ディベート（討論）を取り入れた行政課題研究や政策評価能力スキルアップ講座，政策法務実践講座に加え，IT，地域経済活性化等直面する行政課題をテーマに据えた講座を実施します。</p> | <p>行政課題研究，ディベート演習，意思決定研修，政策研究講座，政策法務実践講座等の研修を実施。</p> |
| <p>自己研鑽，自己啓発の環境づくり 職員の意欲，主体性を高揚し，職員一人ひとりが自己啓発に取り組みやすい職場環境づくりを進めるため，総実勤務時間の短縮や通信研修受講等の支援を推進します。 <目標>通信研修助成対象講座の拡大，受講者数の増：計画人数100人</p> | <p>時間外勤務縮減月間の実施：7月</p> <p>通信研修講座数の拡大 3講座に拡大（新規：外国語講座，放送大学講座） 通信研修受講者数の増 35コース65人受講 54コース98人受講 46コース90人受講</p> <p><達成状況> 90.0%</p> <p>自主研究グループへの支援 2グループを支援 1グループを支援</p> |
| <p>庁内分権の推進 予算執行の効率化を図るとともに，県民ニーズに弾力的に対応するため，各部局へ権限を移譲し，より各部局が主体となった予算の執行を推進します。 各種決裁について，事務処理の効率化・迅速化を図るとともに，部課長の責任の明確化を図るため，決裁（部長，課長の専決）事項や合議事項を見直して，各部局への権限移譲を推進します。</p> | <p>平成16年度当初予算要求から，財政課が示した枠内で各部局が主体的に予算編成する枠予算方式を導入。</p> <p>予算執行等に係る合議の簡素化や意思決定の迅速化を図るため財務規則及び事務決裁規程を改正（平成16年4月1日施行）。</p> |
| <p>(2) 多様な人材を確保します</p> | |
| <p>任期付研究員採用制度の活用 試験研究機関における研究活動の活性化を図るため，任期付研究員採用制度を効果的に活用し，専門的な知識経験を持つ多様な人材を確保します。 <目標>任期付研究員数：10名</p> | <p><実績> 3名（平成15年4月採用） ・衛生研究所，林業技術センター， 生物工学研究所 2名（平成16年4月採用） ・工業技術センター，園芸研究所 5名 （平成17年4月採用4名） ・農業研究所、霞ヶ浦環境センター （3名） （平成17年7月採用1名） ・工業技術センター</p> <p><達成状況> 100.0%</p> |

任期付職員採用制度の導入

高度の専門性が求められる行政ニーズなどに対応するため、任期付職員採用制度を導入し、民間などの外部から専門的な知識経験を持つ人材を確保します。

<目標>任期付職員数：10名

「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を施行（H15.4.1）

任期付職員の採用

- <実績> 1名（平成15年4月採用）
- ・担当：教育庁総務課
- 4名（平成16年4月採用）
- ・課長級：桜の郷整備推進室長，IT推進室長
 - ・担当：情報政策課，市町村課
- 5名
（平成17年4月採用4名）
- ・課長級：土地活用推進室長
住宅供給公社対策室
副参事（2名）
 - ・担当：保健予防課
（平成17年8月採用1名）
 - ・課長級：危機管理専門監

<達成状況> 100.0%

（3）課題に柔軟かつ的確に対応する体制を整えます

ア 本庁組織の再構築

総合的な政策調整機能の強化

少子高齢対策や産業活性化対策など複数の部局に関連する行政課題が増大している状況に対応するため、政策幹部会議や部局横断的な推進本部の積極的な活用を図るとともに、先端的な政策分野に関する調査・研究に積極的に取り組み、戦略的な県政運営を推進します。

県行政における重要な政策課題等の総合調整，政策論議を行うため，政策幹部会議を開催。

開催回数：18回

開催回数：12回

開催回数：13回

科学技術振興体制の強化

つくば地区や日立地区，東海・那珂地区などにおける全国有数の高度な科学技術の集積を，産業の振興や県民生活の向上，科学教育の充実などに結びつけるとともに，サイエンスフロンティア21構想や知的特区構想などを推進することにより，日本をリードする科学技術立県をめざすため，科学技術振興体制を強化します。

「科学技術振興指針」の策定を踏まえ，大強度陽子加速器（J-PARC）等を活用した先端的な科学技術行政を総合的に推進する組織を設置します。

平成15年4月1日付け組織改正

企画部に，本県全体の科学技術振興の企画立案等を担当する「科学技術振興監」を設置。

商工労働部商工政策課に，産学官の連携による研究開発等を担当する「産学連携推進室」を設置。

平成17年4月1日付け組織改正

企画部企画課に「科学技術振興室」を設置。

拠点地域整備の執行体制の一元化

今後の県勢発展を支える「つくばエクスプレス沿線地域」や「ひたちなか地区」におけるまちづくりや産業立地を総合的に推進するため，執行体制を一元化します。

平成15年4月1日付け組織改正

企画部に，「新線・つくば調整課」，「新線沿線整備課」及び「ひたちなか整備課」の3課から構成される「つくば・ひたちなか整備局」を設置。

| | |
|--|---|
| <p>つくばエクスプレス沿線整備体制の強化 つくばエクスプレスの開業を間近に控え、沿線地域におけるまちづくりを強力に推進するため、執行体制を強化します。</p> | <p>平成17年4月1日付け組織改正 企画部新線沿線整備課に「土地活用推進室」を設置</p> |
| <p>食の安全推進体制の整備 県民の食の安全に対する関心の高まりを踏まえ、食品や農林水産物について生産・流通面における安全性を確保するため、食の安全推進体制を整備します。</p> | <p>平成15年4月1日付け組織改正 保健福祉部生活衛生課に「食の安全対策室」を、農林水産部園芸流通課に「農産物安全対策担当技佐グループ」を設置。</p> |
| <p>青少年行政・男女共同参画行政等の執行体制の見直し</p> | |
| <p>現在、知事部局と教育委員会とがそれぞれに実施している青少年行政や男女共同参画行政等の業務については、執行体制を再整理し、県民に対して総合的な行政サービスが提供できる体制を整えます。</p> | <p>平成15年4月1日付け組織改正 青少年行政及び男女共同参画行政について、女性青少年課と生涯学習課の分掌事務の見直しを実施。</p> |
| <p>産業活性化推進体制の強化 産学官連携による新産業の創出、中小企業に対する経営支援の強化等を総合的に推進し、本県産業の活性化を図るため、推進体制を整備します。</p> | <p>平成16年4月1日付け組織改正 ・商工労働部商工政策課、商業流通課及び工業技術課の3課を産業政策課、産業技術課、中小企業課に再編。</p> |
| <p>農業改革推進体制の強化 消費者のベストパートナーとなる茨城農業の確立を目指す農業改革を推進するため、本庁の総合調整機能を強化するとともに、改革関連施策を実施する地方総合事務所、地域農業改良普及センター及び土地改良事務所の連携強化を図ります。</p> | <p>平成16年4月1日付け組織改正 ・農林水産部農政企画課に「農業改革推進室」を設置。 ・各地方総合事務所農政課に「地域農業振興室」を設置。</p> |
| <p>雇用対策の充実 厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用相談や職業能力開発支援、職業紹介等のサービスを一元的に提供する拠点を整備して、雇用対策の充実を図ります。</p> | <p>平成16年4月1日付け組織改正 ・商工労働部労働政策課に「いばらき就職支援センター」を設置（水戸市三の丸の旧職員会館内に設置）。</p> |
| <p>不正軽油対策の強化 不正軽油対策の強化を図り、軽油引取税の適正な賦課徴収を行うため、執行体制を整備します。</p> | <p>平成16年4月1日付け組織改正 ・総務部税務課に「査察室」を設置（警察官を配置）。</p> |
| <p>健康危機管理対策の強化 感染症や化学物質等による健康被害の予防、拡大防止等の健康危機管理対策を強化するため、執行体制を整備します。</p> | <p>平成16年4月1日付け組織改正 ・保健福祉部保健予防課に「健康危機管理対策室」を設置。</p> |
| <p>環境行政執行体制の再編 環境に関する県民の活動や県の調査研究の総合的な拠点となる霞ヶ浦環境科学センターを設置（後掲）することに伴い、本庁の環境行政の執行体制を再編します。</p> | <p>平成17年4月1日付け組織改正 ・霞ヶ浦対策課を環境対策課へ統合し、環境対策課に「水環境室」を設置</p> |

| | |
|---|--|
| <p>危機管理体制の強化</p> <p>国民保護法制の施行等を踏まえ、危機管理全般を所管する部署を設置し、危機管理体制を強化します。</p> | <p>平成17年4月1日付け組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「危機管理監」及び「危機管理室」を設置 |
| <p>全国イベント開催準備体制の整備</p> <p>全国的なイベント開催への準備業務の本格化に対応するための体制を整備します。</p> | <p>平成17年4月1日付け組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんりんピック開催準備室の設置 ・国民文化祭開催準備室の設置 |
| <p>合併後の市町村支援体制の強化</p> <p>市町村合併の進展に対応し、合併後の新市町における地域づくりを支援する体制を強化します。</p> | <p>平成17年4月1日付け組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部地域計画課に合併後の新市町における地域づくりの窓口となるグループを設置 ・土木部道路建設課に「合併支援道路推進室」を設置 |
| <p>付属機関の見直し</p> <p>審議会等の付属機関については、開催実績や必置規制緩和の状況を踏まえ、類似する付属機関の統廃合を含め、見直しを行います。</p> | <p>商工審議会、観光審議会及び職業能力開発審議会を商工労働観光審議会に統合（H15.4.1）。</p> <p>工場立地審議会の廃止（H16.4.1）</p> <p>保育士試験委員の廃止（H17.4.1）</p> |

イ 出先機関の再構築

| | |
|--|---|
| <p>市町村合併の進展等を踏まえた出先機関の見直し</p> <p>出先機関については、市町村合併の進展や必置規制の緩和状況等を踏まえ、設置数や管轄区域の見直し・検討を進めます。</p> <p>市町村合併の進展により、新市に福祉事務所が設置されることを踏まえ、県の地方福祉事務所を地方総合事務所福祉課に再編統合します。</p> <p>市町村合併に対応し、出先機関の管轄区域の変更や改称を行います。</p> | <p>市町村合併の進捗状況を踏まえ、管轄区域の見直しについて検討。</p> <p>市町村合併の進展により管轄区域の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（水戸 常陸太田） ・地方福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（水戸 大宮） 猿島町（境 下館） ・保健所 <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（水戸 大宮） 猿島町（古河 水海道） ・地域農業改良普及センター <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（笠間 大宮） 金砂郷町・水府村・里美村（大宮 常陸太田） 瓜連町（大宮 常陸太田） ・土地改良事務所 <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（水戸 常陸太田） ・土木事務所 <ul style="list-style-type: none"> 御前山村（水戸 大宮） <p>平成17年4月1日付け組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方福祉事務所（8所）を地方総合事務所（4所）の福祉課へ再編統合 ・出先機関の改称 <ul style="list-style-type: none"> 県税事務所（江戸崎 稲敷，下館 筑西） 保健所（大宮 常陸大宮，下館 筑西） 児童相談所（下館 筑西） |
|--|---|

| | |
|---|---|
| | <p>地域農業改良普及センター（大宮 常陸大宮，江戸崎 稲敷，下館 筑西，岩井 坂東）</p> <p>土地改良事務所（江戸崎 稲敷，下館 筑西）</p> <p>土木事務所（大宮 常陸大宮，下館 筑西）</p> <p>産業技術専門学院（下館 筑西）</p> <p>消費生活センター支所（下館 筑西）</p> <p>内水面水産試験場支所（里美 県北）</p> <p>市町村合併の進展により管轄区域の見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方総合事務所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（県南 県北） 岩瀬町（県北 県西） ・ 県税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（土浦 水戸） 岩瀬町（水戸 筑西） ・ 保健所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（土浦 水戸） 岩瀬町（水戸 筑西） 麻生町（潮来 鉾田） ・ 児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（土浦 中央） 岩瀬町（中央 筑西） ・ 家畜保健衛生所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（県南 県北） 岩瀬町（県北 県西） ・ 土地改良事務所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（土浦 水戸） 岩瀬町（水戸 筑西） ・ 土木事務所 <ul style="list-style-type: none"> 玉里村（土浦 水戸） 岩瀬町（水戸 筑西） 麻生町（潮来 鉾田） |
| <p>本庁と出先機関の役割の見直し</p> <p>県民に直結した事務，地域性の高い事務及び全県的な調整の必要のない事務等については，引き続き，出先機関に対して権限移譲を進め，その機関で事務処理が完結するようにします。</p> <p>一方，出先機関において事務処理が完結しない事務で迅速性が求められるものについては，本庁と出先機関で事務手続きが重複しないよう，むしろ本庁に一元化するなどにより迅速な処理を図ります。</p> | <p>電子申請システムの整備に合わせ，経由事務等の見直しについて周知（５月）。</p> <p>出先機関への権限移譲事務等について調査を実施（９月）。</p> <p>新規委任事務数</p> <ul style="list-style-type: none"> ： ４項目 ２８事務 （H16.4.1現在の委任事務数：375項目 2,027事務） ： ４項目 ７０事務 （H17.4.1現在の委任事務数：372項目 2,096事務） ： ４項目 ６３事務 （H18.4.1現在の委任事務数：376項目 2,159事務） |
| <p>県立社会福祉施設の見直し</p> <p>県立社会福祉施設については，今後は，法令により設置が義務づけられているもの</p> | <p>平成 15 年 4 月 1 日付け組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間児童養護施設の整備状況を踏まえ， |

のほか、先駆的で高度なサービスを提供する必要がある分野での整備を主体に進めるものとし、民間社会福祉施設と機能的に競合する施設などについては民間施設の整備充実の状況を踏まえ、入所者の処遇に配慮しながら、民間委託化や施設の廃止を含めて、その管理運営体制及び入所定員などについて見直します。

「県立友部みどり学園」を廃止。
 ・「県立内原厚生園」を「県立コロニーあすなろ」に再編統合し、「県立あすなろの郷」として一体化。

平成16年4月1日付け組織改正
 ・県立長生園を廃止（民間移譲）

行政ニーズの変化に対応した出先機関の見直し

小規模な出先機関や行政客体が減少している出先機関については、行政運営の簡素・効率化の観点から、類似機関への統合や廃止を含め、そのあり方について見直します。

平成15年4月1日付け組織改正
 ・農業総合センター園芸研究所蚕糸昆虫研究室（園芸研究所の支所として関城町に設置）を園芸研究所本所（岩間町）に移転統合。

・東京宿泊所を廃止
 平成16年4月1日付け組織改正
 ・県立水戸看護専門学院を県立中央看護専門学院に再編統合し、中央看護専門学校として一本化。
 ・改正SOLAS（海上人命安全）条約の発効に伴い港湾事務所に「保安調整監」を設置（日立、常陸那珂、鹿島）
 ＊9月1日付けで大洗港湾事務所にも設置
 ・核医学研究センターを廃止（H16年10月1日付け）

霞ヶ浦の水質保全をはじめ県内の環境の保全・創造に関する県民の取組を促進するとともに、環境分野の調査研究を行うため、総合的な拠点を整備します。あわせて、環境行政を行う出先機関を再編します。

平成17年4月1日付け組織改正
 ・霞ヶ浦環境科学センターを設置
 公害技術センターから水環境部門、大気環境部門及び化学物質部門を移管
 ・公害技術センターを環境監視センターへ改組

高度なIT技術者を養成するための職業訓練を行う県立産業技術短期大学校を設置します。あわせて、産業技術専門学院を改組します。

平成17年4月1日付け組織改正
 ・茨城県立産業技術短期大学校を設置
 ・「水戸産業技術専門学院」を茨城県立産業技術短期大学校の併設校へ改組

首都圏における本県の農産物販売を推進するため、販売体制を強化します。

平成17年4月1日付け組織改正
 ・東京農産流通指導センターを「東京農産物販売推進センター」に改組

ウ 緊急又は臨時の行政課題に機敏に対応するための体制整備

推進本部等の活用

複数の部局等に関わる緊急又は臨時の行政課題が生じた場合には、速やかに対策本部等を設置するなど、総合的に課題に対応できる全庁的な体制を整えます。

コイ養殖緊急対策本部等、各推進本部等においてそれぞれの課題に対応。
 「いばらき教育の日」推進本部設置
 国民保護対策本部設置
 茨城県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置

エ 教育委員会の見直し

県立高等学校の再編整備

高等学校審議会の答申を踏まえ、学校の

大子第一高校と大子第二高校を統合し、大

規模・配置の適正化，学科改編，総合学科・単位制高等学校，中高一貫教育校など新しいタイプの高等学校への改編等を考慮し，学校の統合を含めた再編整備を着実に進めていきます。

子清流高校を平成16年4月に開校。

江戸崎高校と江戸崎西高校を統合し，江戸崎総合高校を平成17年4月に開校。鹿島灘高校を昼夜開講（3部制）の定時制単位制高校に改編し，平成17年4月に募集開始。銚田第一高校の定時制課程を募集停止。大子第一高校と大子第二高校を閉校。

(4) 職員数の削減や職員給与費の抑制を図ります

ア 職員数の削減（定員適正化計画）

| | |
|---|---|
| <p>一般行政部門に係る職員数の削減</p> <p>一般行政部門に係る現行の定員適正化計画（平成10～19年度の10年間に約660人（平成9年4月の職員数6,612人の約10%）を削減）については，平成16年度に計画数を達成する見通しであることから，さらなる行革努力により現行の削減目標に削減数を上乗せした新たな定員適正化計画を策定し，引き続き職員数を削減します。</p> <p><目標>平成10～19年度の10年間に約1,000人（対象職員数の約15%）を削減</p> | <p>一般行政部門の職員数削減状況</p> <p><実績> 91人（H15.4.1時点） 91人（H16.4.1時点） 117人（H17.4.1時点）</p> <p>平成10～17年度で845人削減 <達成状況>84.5%</p> |
| <p>教育部門に係る職員数の削減</p> <p>教育部門については，現行の定員適正化計画（平成10～19年度の10年間に約1,700人を削減）に基づき着実に削減を行ってきたが，国の教職員定数改善計画（平成13～17年度）に基づき，少人数指導等を行うための教職員配置を増やすこととしたので，現行の定員適正化計画を改訂し，学校の教職員については法令等に基づく配置を行うほか学校以外の職員については，引き続き職員数を削減します。</p> <p><目標>平成10～19年度の10年間に約1,370人を削減</p> | <p>教育部門の職員数削減状況</p> <p><実績> 124人（H15.4.1時点） 139人（H16.4.1時点） 143人（H17.4.1時点）</p> <p>平成10～17年度で1,319人削減 <達成状況>96.3%</p> |
| <p>その他の部門における職員数の削減</p> <p>大学及び病院については，適切な教育及び医療体制を確保するために必要な人員を配置するほか，包括外部監査に基づく人員配置や業務執行体制の見直し等により，全体として職員数を削減します。</p> <p>企業局については，事務事業の動向を踏まえた業務執行体制の見直し等により，引き続き職員数を削減します。</p> <p>警察本部については，警察官は警察法施行令に基づく配置を行うほか，警察官以外の職員については，治安情勢を踏まえた人員の配置に配慮しつつ，業務執行体制の見直し等により，引き続き職員数を削減します。</p> | <p>その他の部門の職員数削減状況</p> <p><実績> 大学及び病院 11人 企業局 7人 警察本部（警察官を除く） 6人 *警察官 120人増 大学及び病院 8人 企業局 3人 警察本部（警察官を除く） 1人 *警察官 112人増 大学及び病院 18人 企業局 1人 警察本部（警察官を除く） 1人 *警察官 134人増</p> |

| | |
|---|---|
| <p>定員シーリング等の実施</p> <p>定員適正化計画を着実に推進するとともに、職員数の適正かつ計画的な配分を図るため、全庁的に定員シーリングを継続して実施します。</p> <p>45歳以上の職員を対象とする勸奨退職制度を、継続実施します。</p> <p><目標>毎年度、配置定数の1.5%相当を削減</p> | <p>平成17年度定員シーリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーリング率：1.5% 知事部局 71人 教育庁 4人 警察本部 4人 <p><達成状況>目標通り実施</p> |
| <p>職員数の公表</p> <p>定員適正化の推進状況を含め、定員管理の状況について、毎年度公表します。</p> | <p>平成15年度の職員数を公表（H15.12月）</p> <p>平成16年度の職員数を公表（H16.12月）</p> <p>平成17年度の職員数を公表（H18.3月）</p> |

イ 職員給与費の抑制と給与制度の適正化

| | |
|--|--|
| <p>職員給与の見直し</p> <p>特別職及び管理職員の給与カットについては、厳しい財政状況に鑑み、引き続き、3年間継続します。また、人事委員会勧告、包括外部監査の結果報告（平成14年度）等を踏まえ、給与制度の見直しを行います。</p> | <p>特別職の給与カット （H15.4月～H18.3月）</p> <p>知事10%、副知事等5～3%</p> <p>管理職手当のカット （H15.4月～H18.3月）</p> <p>10%</p> <p>包括外部監査への対応 特殊勤務手当の見直し等 人事委員会勧告へ対応 平成17年度給与改定 （給料月額一律0.3%引き下げ等）</p> |
| <p>高年齢層職員の昇給抑制措置の見直し</p> <p>国及び他の都道府県の動向や民間の状況等を踏まえ、高年齢層職員の昇給抑制措置の見直しを行います。</p> | <p>55歳昇給停止制度の導入 制度改正：H16.4月1日～ 本格実施：H17.4月1日～</p> |
| <p>退職手当の見直し</p> <p>退職手当については国に準じた制度となっており、国家公務員の退職手当の引下げの動向を踏まえ、退職手当の見直しを行います。</p> | <p>退職手当の支給水準の引き下げ（約5.5%の引き下げ）平成16年1月1日～ 勤続20年以上の退職者の退職時特別昇給の廃止 平成17年1月1日～</p> |
| <p>給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し</p> <p>国及び他の都道府県の動向や勤務環境の変化等を考慮し、給料の調整額及び特殊勤務手当の見直しを行います。</p> | <p>病院、福祉施設等に働く職員の給料の調整額の見直し 印刷業務手当、通信作業手当の廃止 県税業務手当、警察業務手当などの支給方法の見直し（手当の日額化） 平成17年4月1日～</p> |

（5）成果重視の行政経営を進めます

| | |
|---|--|
| <p>政策評価制度の推進</p> <p>県政運営の透明性の確保、説明責任の向上のほか、事業の効果的な執行を図るため、県が行っている事業の成果等を適切に把握・評価し、その情報を積極的に県民に公開した上で、事業の見直しを進め、次年度の予算に反映します。</p> | <p>政策評価</p> <p>240事業を対象に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果 現行どおり 189事業 制度見直し等 46事業 （拡充15、見直し30、縮小1） |
|---|--|

| | |
|--|--|
| | <p>休廃止 5 事業 247 事業を対象に実施</p> <p>・評価結果 現行どおり 170 事業 制度見直し等 66 事業 (拡充11, 見直し54, 縮小1) 休廃止 11 事業</p> <p>233 事業を対象に実施</p> <p>・評価結果 現行どおり 165 事業 制度見直し等 61 事業 (拡充16, 見直し41, 縮小4) 休廃止 7 事業</p> |
| <p>総合政策マネジメントの充実</p> <p>県政運営の基本方針である県長期総合計画の実効性を確保し、計画に掲げた施策を総合的かつ着実に推進するため、目標水準の達成状況についての分析・評価手法の確立やプロジェクト推進委員会の活用など、政策マネジメントの充実を図ります。</p> | <p>平成18年度からの新茨城県総合計画「元氣いばらき戦略プラン」を策定し、この中で新たに146項目の数値目標を設定した。</p> |
| <p>公共事業等の事前評価制度の導入</p> <p>公共事業等の新規採択に当たり、事業の一層の重点的・効率的執行と行政の透明性の確保や説明責任の徹底を図るため、事業の必要性、費用対効果などの観点から事前に評価を行う公共事業等の事前評価制度を導入します。</p> | <p>県公共事業等事前評価実施要綱の制定（H15.9.25）。</p> <p>・政策幹部会議等による二次評価を実施（9事業）。</p> <p>・結果：事業実施は妥当</p> <p>政策幹部会議等による二次評価を実施（2事業）</p> <p>・結果：事業実施は妥当</p> <p>政策幹部会議等による二次評価を実施（1事業）</p> <p>・結果：事業実施は妥当</p> |
| <p>公共事業再評価の推進</p> <p>公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、実施過程の透明性の向上を図るため、一定期間を経過した事業を対象に社会情勢の変化等を踏まえた再評価を実施し、必要に応じ事業の休止又は中止を含めた見直しを行います。</p> | <p>再評価委員会等の開催</p> <p>・対象37事業 (県事業34事業, 町村事業3事業)</p> <p>・結果：計画見直し2事業 継続35事業</p> <p>再評価委員会等の開催</p> <p>・対象24事業(県事業)</p> <p>・結果：計画見直し2事業 継続22事業</p> <p>再評価委員会等の開催</p> <p>・対象14事業(県事業)</p> <p>・結果：計画見直し1事業 継続13事業</p> |
| <p>試験研究等の評価・公表制度の導入</p> <p>試験研究機関や大学、病院等について、事業運営についての中期目標の設定や年度計画の策定、外部有識者等による評価、公</p> | <p>全試験研究機関に研究調整監を設置（4月1日）し、全試験研究機関で外部委員等を含めた研究評価制度を導入。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>表等を行う仕組みを導入し、その効率的運営に向けた見直しを行います。</p> <p>地方独立行政法人制度について、国における法制化の状況等を踏まえ、この制度を導入する場合の機関の範囲や効果などについて調査・検討を行います。</p> | <p>衛生研究所、工業技術センター等において学識経験者など外部委員を加えた評価委員会を設置し、試験研究等の評価を行うとともに、ホームページなどにより公表。</p> |
| <p>発生主義会計手法の拡充</p> <p>県の会館など主要な公共施設ごとの行政コスト計算書を作成し、他団体との比較や民間施設との比較などを通じて、予算への活用を図るとともに、コスト意識の徹底を図り、効率的な施設経営を推進します。</p> <p>特別会計や企業会計を含めたバランスシートに加え、今後県出資団体を含めた連結バランスシートの導入について検討します。</p> | <p>決算数値をベースに、企業会計等も含めたバランスシートを作成・公表。</p> <p>平成14年度決算ベース（H16.3月公表） 平成15年度決算ベース（H16.12月公表） 平成16年度決算ベース（H17.12月公表）</p> |
| <p>民間委託の推進</p> <p>民間委託に係る県のガイドラインを策定（平成15年度）し、県が直接実施するよりも、民間の専門的な技術等を活用した方が効果的・効率的に目標を達成でき、県民サービスの向上が見込まれる業務を明確にして、積極的に外部委託を推進します。</p> | <p>外部委託の推進に関する基本方針を策定（H15.10）</p> <p>平成16、17年度当初予算編成において外部委託対象事業を洗い出し、検討を実施。</p> |
| <p>施設の管理運営の効率化</p> <p>公の施設の管理運営の委託に当たっては、受託者が自主的な経営努力を発揮しやすく、県民により良いサービスを効果的・効率的に提供することができやすい「利用料金制」の導入を検討します。</p> <p>公の施設の管理に関する「指定管理者制度」（民間事業者を含む指定された者による管理代行制度）へ移行するのに合わせ、民間事業者の活用について検討します。</p> | <p>公の施設の管理に関する制度改正（平成15年9月2日法施行。民間事業者をも対象として管理運営を代行させる「指定管理者制度」の導入。3年以内に移行）を踏まえ、対応方法等について検討。</p> <p>指定管理者制度の導入に向け、施設毎に条例改正、選定委員会開催、指定の議決等を実施。（H18.4.1現在：60施設に導入）</p> <p>指定管理者制度の導入にあたり、51施設について利用料金制を導入。</p> |
| <p>P F I手法の活用</p> <p>P F I導入の基本的考え方や導入手順等を盛り込んだ県のガイドラインを策定（平成14年度）し、P F I手法の活用に努めます。</p> | <p>平成15年3月に策定したガイドラインに基づき、平成16～18年度当初予算編成においてP F I手法の活用について検討を実施。</p> |
| <p>環境に配慮した行政の推進</p> <p>県の事務事業の執行に当たっては、茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）やISO14001に基づき、省資源・省エネルギーを推進し、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>（目標）平成11年度比 （省資源） 用紙類の使用量：10%削減 上水道使用量：5%削減 廃棄物の量：10%以上削減</p> | <p>公用車へのハイブリッド車の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ：下館児童相談所，商工政策課 厚生総務課，職業能力開発課 ：企画課，障害福祉課，営繕課，住宅課 ：新線つくば調整課、畜産課、農村計画課、水戸保健所 <p>省エネルギーの呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内放送：消灯の案内等 ・通知：夏季の節電対策 |

| | |
|--|--|
| <p>可燃廃棄物のリサイクル率：70%までに グリーン購入率：70% 建設廃棄物のリサイクル率：90%以上に (省エネルギー) 電気使用量：7%削減 公用車燃料使用量：7%削減 燃料使用量：7%削減 (温室効果ガス排出量)6%削減</p> | <p>・エコオフィス宣言登録実施 公害技術センターでISO14001認証更新 クールビズ、ウォームビズキャンペーン ライトダウンキャンペーン実施 霞ヶ浦環境科学センターでISO14001認証取得</p> <p><達成状況>16年度/11年度比 (省資源) 用紙類の使用量：61.4%増 上水道使用量：10.3%減 廃棄物の量：21.7%減 可燃廃棄物のリサイクル率：62.6% グリーン購入率：81.6% 建設廃棄物のリサイクル率：89.0% (14年度)</p> <p>(省エネルギー) 電気使用量：1.7%減 公用車燃料使用量：16.1%増 燃料使用量：3.1%減 (温室効果ガス排出量):2.2%増 17年度実績とりまとめ中。平成18年度 環境白書等により公表(9月頃予定)</p> |
| <p>ESCO(エスコ)事業の導入 県有施設におけるエネルギー消費量を抑制し、経費の削減を図るため、省エネルギーを推進する新しい手法であるESCO事業を導入します。</p> | <p>「県ESCO推進プラン」(H14年度策定)において、事業化の可能性の高かった県立医療大学へESCO事業を導入。 ・事業提案募集を行い、審査委員会において最優秀提案を選定(H16.3月)。 ・平成17年2月：省エネルギー改修工事完了。 ・平成17年4月：省エネルギーサービス開始。 県立医療大学以外の県有施設へのESCO事業導入について関連部局と調整。</p> |
| <p>企業的経営の導入 流域下水道事業等については、企業的経営により事業の効率化や費用の明確化を図る必要があることから、収支状況等を踏まえつつ、企業会計方式(「地方公営企業法」の財務規定等の適用)の導入について検討を進めます。</p> | <p>流域下水道事業について、収支状況を踏まえつつ、企業会計方式(財務規定等の適用)の導入について検討。</p> <p>貸借対照表(バランスシート)作成のためのシステム作成及び資産の入力作業を実施。</p> |
| <p>県立病院の経営形態の検討 現在、地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用している県立病院(中央病院、友部病院、こども病院)において、将来的な健全経営の確立や質の高い医療サービスの継続提供という観点から、国や他の都道府県の実情を踏まえ、同法の全部適用の導入や地方独立行政法人化など、県立病院の経営形態のあり方についての検討を進めます。</p> | <p>「県立病院の経営形態に関する検討委員会」からの答申に基づき、平成18年4月から県立病院事業に地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者及び病院局を設置。</p> |

4 出資団体改革

(1) 再編統合を進めます

| 推進事項・内容 | 取組内容(15～17年度) |
|---|---|
| <p>団体・事業の再編統合</p> <p>日立埠頭(株)、大洗埠頭開発(株)、常陸那珂埠頭(株)</p> <p>港湾運営会社(常陸那珂埠頭(株)と大洗埠頭開発(株)が平成15年3月に合併し茨城港湾(株)を設立)と物流会社(日立埠頭(株)の業務見直しを行い、日立港管理運営業務を港湾運営会社へ移管)の2社に再編統合します。</p> | <p>平成15年3月1日に、港湾運営会社(常陸那珂埠頭(株)と大洗埠頭開発(株)が合併し茨城港湾(株)を設立)と物流会社(日立埠頭(株)の業務見直しを行い、日立港管理運営業務を港湾運営会社へ移管)の2社に再編統合。</p> |
| <p>(財)茨城わくわく財団</p> <p>平成16年4月を目途に、茨城県社会福祉協議会と再編統合します。</p> | <p>平成16年4月1日に、茨城県社会福祉協議会へ統合。</p> |
| <p>(財)茨城県勤労者育英基金</p> <p>(財)茨城県労働者信用基金協会</p> <p>平成15年度中を目途に、事務局の統合を含めた相互補完体制のあり方を決定します。</p> | <p>国の公益法人制度改革の結果を受けて、信用基金協会については、全国的に組織の見直しを行うこととなるため、その動向を踏まえ、関係団体と現組織のあり方を検討。</p> |
| <p>(財)茨城県農林振興公社</p> <p>(株)いばらき森林サービス</p> <p>(財)茨城県農林振興公社の県有林管理等の業務(分収造林を除く)のうち、除・間伐等の森林整備部門を平成15年度中に(株)いばらき森林サービスへ移管します。</p> | <p>平成16年3月末に、(財)茨城県農林振興公社の県有林管理等の業務のうち、除・間伐等の森林整備部門を、(株)いばらき森林サービスに移管。</p> |
| <p>(社)茨城県穀物改良協会</p> <p>(社)園芸いばらき振興協会</p> <p>(社)茨城県穀物改良協会の園芸部門(種苗)を(社)園芸いばらき振興協会へ平成16年度中に移管します。</p> | <p>平成16年4月1日に、(社)茨城県穀物改良協会の園芸部門(種苗)を(社)園芸いばらき振興協会へ移管。</p> |
| <p>筑波新都市開発(株)</p> <p>南茨城新都市開発(株)</p> <p>平成16年7月を目途に、筑波新都市開発(株)、南茨城新都市開発(株)及び筑波エネルギーサービスの合併を進めます。</p> | <p>平成16年7月に、筑波新都市開発(株)、南茨城新都市開発(株)及び(株)筑波エネルギーサービスが合併し、新たに筑波都市整備(株)が誕生。</p> |
| <p>地元等への移管・廃止</p> <p>(株)いばらきIT人材開発センター(古河ソフトウェアセンターを17年9月社名変更)</p> <p>長期借入金返済後の収支シミュレーションを実施するとともに、古河市等への運営移管の方策の検討・影響調査を行います。</p> | <p>平成13年度から4期連続で単年度黒字を達成し、平成17年度も黒字見込みであるなど経費削減、営業力強化に取り組んでおり、累積損失の解消のため更なる経営改善に取り組んでいく。</p> <p>平成17年度に策定した中小企業新事業活動促進法に基づく「いばらき未来産業の創出に関する基本方針」において、地域企業</p> |

| | |
|--|--|
| <p>県の情報人材育成に関する方針の再構築と国との調整を行います。</p> <p>長期借入金返済後の平成20年度を目途に、移管について古河市等関係機関との調整を行います。</p> <p>【当面の経営】 入居企業の確保とともに、古河市等関係機関による事業検討会での検討結果を踏まえ、県のIT戦略に対応した企業や市町村職員向け人材育成事業及び県の情報基盤を活用したデータセンターやASP事業などを行い、累積欠損金の削減に努めます。</p> | <p>の情報化に対応できる情報通信産業に携わる人材の育成を行う新事業支援機関として位置付けられている。</p> <p>国では、高度なIT人材の育成に取り組む当センターの取り組みを高く評価しており、県に対してさらなる事業展開の期待を持っている。</p> <p>古河市では、ITといった高度な技術分野の産業振興については、県の積極的な関与を期待している。</p> <p>事業を県全域において展開をしており、そのことを念頭において再検討を行っていく。</p> <p>入居企業の確保については、入居区画を分割し、借りやすくする工夫を行った。また、空室情報のPRについても、県企業立地推進本部に協力を依頼した。今後は、他の機関にも協力を依頼していきたい。</p> <p>現在、産業界ではIT技術者の不足が問題となっている。一方、中小企業においては、ITの活用による経営革新が喫緊の課題となっている。当センターでは、離転職者を対象として、高度なIT技術者に育成する事業を行ってきたほか、中小企業の情報化を引っ張るリーダー育成に力を入れてきた。また、インターネットを活用して、企業での人材育成のポイントを学ぶeラーニングのサービスを提供した。</p> |
| <p>(財)茨城勤労福祉事業団 鹿島勤労総合福祉センター「鹿島ハイツ」については、平成15年度当初を目途に鹿嶋市などへの移管又は廃止の方針を決定します。</p> | <p>平成16年3月に、地元鹿嶋市に「鹿島ハイツ」を譲渡し、(財)茨城勤労福祉事業団は、同年7月に解散(破産)。</p> |
| <p>(財)茨城県勤労者余暇活用事業団 「茨城県立中小企業福祉センター」については、地元日立市と協議し、平成15年度中を目途に、あり方について方針を決定します。</p> | <p>平成17年3月末で運営から撤退し、平成17年6月に、日立市と施設譲渡契約を締結。</p> |
| <p>(社福)茨城県社会福祉事業団 老人・母子休養ホーム「福寿荘」については、平成15年度中に大子町等への移管又は廃止を決定し、平成16年度末までに「福寿荘」の運営から撤退します。</p> | <p>平成16年12月に、大子町と施設譲渡契約を締結。事業団は17年3月末で運営から撤退。</p> |
| <p>組織の抜本的見直し 茨城県住宅供給公社 平成14年12月に設置した公社あり方検討委員会において、事業内容の精査(特に住宅分譲事業の撤退を含めた精査)、組織形態の見直し、公共的役割の必要性、県営住宅管理業務の受託の是非等を検討し、新経営改善計画を策定します。</p> | <p>平成15年12月に、住宅供給公社あり方検討委員会から、今後の公社の役割と事業内容、当面の経営改善対策、組織形態のあり方などについて提言。</p> <p>平成16年1月に、庁内に住宅供給公社対策会議を設置。(座長：副知事)</p> |

検討委員会の結果報告を踏まえ、平成15年9月以降、事業内容の決定、新組織の方向付けを行うとともに、新組織への移行時期等具体的な対応や新経営改善計画を実施します。

【保有土地の処分促進等】

販売体制を強化するとともに、徹底したマーケティングを行い、公社経営改善計画に基づく分譲を促進します（平成21年度までに全区画の半分を処分、平成30年度までに全区画処分）。

造成工事や人件費を含む管理運営に係る経費について徹底した削減を行います。

積立分譲住宅の募集、定期借地権付き分譲住宅の販売を行います。

住宅地以外の公共施設など他用途への利活用を進めます。

住宅金融公庫の高金利資金については、低金利資金への借り換えを行います。

【関連法人の運営】

関連法人である（財）茨城県ニューライフ振興財団に管理を委託しているケア付き高齢者住宅「サンテヌ土浦」については、営業活動の強化や入居条件の改善等により入居率の向上に努め、経営改善を進めます。

平成17年2月、対策会議において、公社の各事業について緊急に取り組むべき施策に関し、「住宅供給公社に関する施策の基本方針（中間取りまとめ）」を策定し、公社に対し指導。

平成17年3月、公社において、この基本方針に基づき、緊急に取り組む施策について、「経営改善緊急対応プログラム」を策定。

公社における平成17年度決算からの減損会計導入への対応を踏まえ、平成17年度中に中・長期的な経営改善計画を検討。

平成18年2月、今後10年間（平成26年度末目途）は、保有土地の処分に全力を尽くすこととし、保有土地の処分の目途がたった時点で、自主解散の手続きを進めることとした。

民間事業者との共同分譲事業などを積極的に推進する。

分譲中10団地について、平成17年度から21年度までを集中的な処分推進期間として、完売を目指す。

事業凍結中6団地について、平成26年度までの10年間を目途に処分を推進するため、具体的な処分方針を検討する。

平成17年度から、公社営業部門に民間人を登用し、営業体制を強化する。

公用車県内旅行の日当廃止、業務手当廃止等、経費削減を図る。

平成17年度から役職員給料の10%（5級以下は5%）カットを実施、徹底的な経費節減を図る。

地価下落が続く中では、積立分譲住宅、定期借地権付き分譲住宅に対する購入者のメリット感が薄れていることから、当面は、事業実施を見合わせる。

県及び関係市町村に対し、公社保有地の公共的土地利用について積極的に要請し、処分を推進した。

平成15年度に、年利率2.75%以上の70億円について低金利資金への借換実施（借換効果；平成15年度の支払利息約1億48百万円の削減）

平成19年度末までに、入居率85%を目指すため、入居システム等を検討する。

茨城県土地開発公社

経営効率化検討委員会において、平成15年6月までに土地開発公社と開発公社の業

平成14年8月から平成15年6月にかけて、経営効率化検討委員会において、土地

務内容，業務量を精査し，それに基づき，定員配置の見直し，業務の一体化等を行います。

社会経済情勢，業務執行状況等を踏まえ，組織の大幅縮減，再編統合などを含めた組織形態の見直しについて検討します。

【長期保有代替地等の処分促進】

住宅用地として利用可能な代替地については，公募・入札等により処分を進めます。その他の代替地については，公共事業用地，公共事業の代替地として処分を進めます。

常陸那珂地区土地区画整理事業に係る土地については，事業用定期借地方式の活用などにより，早期処分に努めます。

開発公社と開発公社の業務内容，業務量を精査し，今後の定員配置及び業務の一体化等の考え方を取りまとめ。

業務内容，業務量の精査により，県南事務所を廃止し職員5名を削減し，また本社用地部職員3名を削減した。引き続き，現行事業の進捗状況や，代替地の処分状況等を踏まえた新線関連部門のあり方について検討。

平成16年度には，両公社の用地部と開発公社の建設部を用地建設部に統合。

平成18年度より高速道路課を廃止し，公共用地課に統合し，新線関連部門を二課体制から一課体制へ削減。

住宅用地として利用可能な代替地について，入札等で処分を促進。

引き続き，国，市町村等関係機関への情報提供を積極的に実施。

【代替地処分実績】(H16年度) 0.05ha

(H17年度) 3.04ha

常陸那珂地区土地区画整理事業に係る土地については，「つくば・東海・日立知的特区」の認定を受け，事業用借地権による賃貸の公募を行い，10.9haについて事業者を決定し，賃貸を開始。

さらに，その未利用地について，売却を促進するとともに，事業用借地権での賃貸を検討。

平成17年度に関係各課で構成する経営健全化対策会議を設置し，平成18年3月に国の経営健全化対策に基づく土地開発公社の経営の健全化に関する計画書を国に提出。

(財)茨城県開発公社

経営効率化検討委員会において，平成15年6月までに開発公社と土地開発公社の業務内容，業務量を精査し，それに基づき，定員配置の見直し，業務の一体化等を行います。

社会経済情勢の変化，業務執行状況を見極めつつ，将来的には組織形態の抜本的な見直しについて検討します。

【工業団地保有地の処分促進】

誘致対象業種の拡大，割賦分譲制度，事業用定期借地方式等の導入など企業誘致策を充実し，分譲を促進します(平成14年度～)。

「茨城県工業団地健全化基本方針」に基づく事業の進行管理を実施します(造成工事先送り措置の継続など)。

事業資金調達に当たっては，低金利資金を

平成14年8月から平成15年6月にかけて，経営効率化検討委員会において，開発公社と土地開発公社の業務内容，業務量を精査し，定員配置，業務の一体化等の考え方を取りまとめ。

引き続き，現行事業の進捗状況や新たな業務の発生等を踏まえた定員配置を検討し，平成15年4月の4部1局11課1室体制から，平成18年4月に，2部1局7課1室体制に再編。

ニーズに応じた分譲区画の分割及び仲介手数料制度の導入。誘致対象業種の拡大，割賦分譲の実施とともに，4つの工業団地で事業用定期借地方式を導入。

企業誘致エキスパートを配置し，積極的な企業誘致を実施。

地元金融機関からの借入金の一部を都市銀

調達します。

【砂沼サンビーチの当面の経営】

集客力向上（集客目標18万人/年）のため、団体利用契約の促進や周辺施設との連携強化、個人割引制度の導入などの対策を拡充します（平成14年度～）。

経営効率化検討委員会において、平成15年6月までに今後の施設整備、施設移管の方策など運営のあり方を検討し、それに基づき、施設移管等を含む諸対策を実施します。

行の低金利資金に借換え、金利負担を軽減。（平成14年度からの継続）

回数券の販売及びビーチベットの貸出を新たに実施。パンフレット・チラシ・割引券の配布を依頼する施設を増やすなど、周辺施設との連携を強化。

平成14年8月から平成15年6月にかけて、経営効率化検討委員会において、砂沼サンビーチの集客力の向上策や施設移管等を含めた施設運営のあり方について検討を行い、今後の取組み等について取りまとめ。平成16年7月から平成17年3月にかけて、砂沼サンビーチ検討委員会において、今後の施設運営のあり方を検討。

(株)ひたちなかテクノセンター

平成14年6月に設置した事業検討会議において、既存事業の再編統合、新たな事業開拓、(財)茨城県中小企業振興公社との連携、現在の事業形態の見直し等について検討を行い、平成16年4月までに総合的なサービス体制を構築するとともに、(財)茨城県中小企業振興公社への既存の公益的事業の移管を進める一方、新たに大強度陽子加速器や県ブロードバンドネットワークに関連した事業などを実施します。

研究開発や研修交流事業の中小企業振興公社への移管は、技術系職員の配置や研修事業が収益事業であることなどから、難しい状況。

ベンチャー企業の育成を図るため、インキュベーションマネージャーを養成。（～年度各1名）

テクノセンター内にITサポートセンターを設置し、IBBNの接続装置がITサポートセンター内に整備された。

平成14年度から「大強度陽子加速器（JPARC）利用研究会」を開始平成16年度から「中性子利用促進研究会」を運営。企業支援事業としては、ひたちなか市、商工会議所、茨城高専、NPO法人等と連携した産学官のネットワーク（NNS：なかネットワークシステム）を構築するとともに、産業活性化コーディネーターを配置し、地元に着した企業支援を実施。

【当面の経営】

経営改善プラン(平成13年度～17年度)に基づき、経費の節減や入居企業の確保等を図り、累積欠損金の解消に努めます。

日本原子力研究所や茨城大学との連携による専門家支援体制を確立するとともに、大強度陽子加速器の整備に合わせ、周辺研究装置の共同受注や地元企業との連携による研究成果の活用などの新たな事業を開拓します。

県ブロードバンドネットワークを活用した地元中小企業に対する研究開発の支援など、IT関連事業の拠点づくりを行います。

平成15年度に非採算部門の新技术・開発センター事業を廃止、平成16年度の組織スリム化や社屋管理委託費の50%圧縮などの経費節減努力で赤字幅縮減を図る一方、入居テナント募集活動にも注力した結果、各期末入居率は15年度78%、16年度89%、17年度98%と改善を見せている。

平成16年度からは、地域に着した企業支援と「サイエンスフロンティア21構想」に関係した新産業の創造支援を中心に事業を展開する新経営指針及び三ヵ年収支計画(H17～19)を策定し、更なる経営改善に取り組んでいる。

計画初年度の17年度は当社収益の柱であるテナント事業において期末現在入居率約98%と過去最高の水準を記録し、減損会計の実施などもあり当社初の単年度経常黒字44百万円を計上。18年度には最終利益ベース

| | |
|---|---|
| | <p>で単年度黒字転換を見込む。 平成17年度は経済産業省に「産学連携製造中核人材育成」・「県北地域産学官ネットワーク形成」等3事業の提案をしたところ、当社の地域と密着した企業支援などの活動を通し形成されたブランド力・マネージメント力、技術力が評価されいずれも採択された。当該事業を通じ産学官連携や企業支援を推進している。</p> |
| <p>民間と競合している団体の見直し (財)茨城県建設技術公社 引き続き、民間と競合する測量などの受託事業について削減します(平成14年度～)</p> <p>経営懇談会等において、公益法人としての公社の将来のあり方について検討します(平成14年度～15年度)。</p> <p>「発注者支援制度」の整備・確立を図る観点から、今後の新たな業務として、市町村に対するIT化支援体制、施工管理・検査体制の構築を検討します(平成15年度～17年度)。</p> | <p>県からの測量業務の受託額については、大幅に削減した。(平成8年度437,380千円 17年度2,080千円 99.5%) 公社の将来のあり方の検討については、平成14年度経営懇談会で決定した経営行動計画策定計画書に基づき、ワーキンググループにおいて経営行動計画を策定(平成16年2月)。 「発注者支援制度」の整備・確立を図るため、「IT化支援体制」の整備の一環としてIT環境整備のインストラクターの養成を図るとともに、電子入札関連の研修を実施。また、施工管理等の受託体制の整備を実施中。 市町村における電子入札システム共同利用の支援体制を整備。</p> |

(2) 経営の健全化を図ります

| | |
|--|---|
| <p>経営の健全化に向けた事業展開等 鹿島都市開発(株) 【ホテル事業】 平成14年7月に改定した長期経営計画の計画目標(平成19年度客室稼働率57.5%、婚礼宴会件数300件)の達成をめざして積極的な営業努力や人件費を含む徹底したコスト削減、ホテル経営の専門家が持つ経営ノウハウの導入を行い、経営の効率化・健全化を図り、単年度黒字計上時期(平成19年度)の前倒しに努めます。</p> <p>温泉施設(平成14年12月開業)を活用した営業を展開します。</p> <p>平成14年7月に策定した本館利活用計画</p> | <p>長期経営計画に基づく年度目標を設定するとともに、長期経営計画推進委員会及び幹事会を開催し、営業実績の検証と今後の対応策の協議を実施。社内に社長を委員長とし、各事業部門の社員で構成する「経営改善推進委員会」を設置し、売上拡大とコスト削減の具体策の検討を進めるとともに、取り組みを実施した。 平成17年3月に長期経営計画を廃止し、平成18年度の単年度黒字化の達成等を主な目標とする、より実態に即した中期経営計画を策定した。 経営改善を確実に実施するため、業務推進会議を月2回定期的に開催し、各部門の事業活動状況や課題等について協議を実施中。 引き続き、温泉施設及び多目的ホールを利用した温泉付きダンスパック商品等のPRに努め、利用率が減少する週末の宿泊利用者等の拡大を推進し、3年間で新たに1,839名の宿泊利用者を掘り起こした。 温泉ダンスパック H15 405人 H16 412人 H17 1,022人 本館利活用計画に基づき、ダンス利用に対応</p> |
|--|---|

に基づき、企業研修やスポーツ合宿等の利用対象の拡大や宿泊利用商品の販売を強化します。

ワールドカップ開催時のメイン宿泊施設の知名度を活かした県内外への積極的な営業活動を行います。

【不動産事業】

現在保有している商業用地・住宅用地については、ニーズに合った用途、単価等の見直しを積極的に行い、販売を促進します。鹿島セントラルビル新館及び本館のテナント入居利用の促進を図ります（平成19年度計画目標入居率84.3%）。

【受託事業】

施設管理、設計管理など、他の民間企業と競合する事業について継続の必要性を検討するとともに、継続する場合は、競争力確保のため、技術力の向上や業務の効率化、経費削減、新規事業の開拓に努めます。

【子会社の経営】

子会社である鹿島都市サービス(株)の必要性を検討するとともに、同社の業務内容や組織体制の見直し、経費削減等を進めます。

した多目的ホールへの改修を行った。インバウンド（外国人客）専用のエージェントを訪問し、企業研修と観光をからめたPRを実施した。

引き続き、ホテル事業における利用者の拡大を図るため、全社を挙げてのPR及びセールス活動を実践し、大型会議（関東ブロック会議等）を受注するなどの成果をあげた。県外からの利用者増を図るため、茨城県観光キャンペーンに参加し、都内でのPR活動を実施した。

販売単価を引下げることにより、分譲用地（8,200㎡）を不動産業者に売却した。

引き続き、早期販売を目指し、地元不動産業者及びハウスメーカーに対し営業活動を行っている。

引き続き、ホームページの活用など宣伝活動の充実を図ったことに伴い、平成14年度より新館及び本館のテナント入居率が4.7ポイント（賃貸面積389㎡）向上した。

テナント賃貸状況及びインターネットアクセス件数

| | 入居率 | 賃貸面積 | アクセス件数 |
|-----|-------|--------|--------|
| H15 | 67.8% | 6,816㎡ | 3,548件 |
| H16 | 69.1% | 6,903㎡ | 3,905件 |
| H17 | 69.5% | 6,951㎡ | 5,542件 |

引き続き、茨城県企業立地誘致機関や首都圏のテナント仲介業者及び専門誌等を活用し、営業活動を行い新規入居者獲得に努めている。

施設管理業は、人件費及び外注委託費の抑制による経費削減を図るとともに、昨年同様の売上額を確保し利益率の向上を図った。

受託事業における粗利益目標を設定し、経費の節減に努める。施設管理業においては、業務に必要な資格取得を積極的に進め、有資格者の確保に努めている。

施設管理業については、引き続き外注業者等のコスト削減を図る為、随時、外注先との交渉にあたっている。

引き続き、技術力向上を図る為、講習会やセミナーへの積極的な参加を促し、各種資格の取得を奨励するとともに、取得者の適正配置を行っている。

外注先等と一人当たり人件費比率などを比較した結果、子会社へ業務委託をする際の経済的合理性が実証された。

子会社の独自事業比率の向上を図るため、旅行業を積極的に展開したことにより、売上額が増加した。

| <p>(株)メディアパークつくば 「ワープステーション江戸」については、平成14年4月から運營業務全般を民間施設の運営実績を有する大新東(株)に委託し、運営経費を大幅に圧縮するとともに、団体バスによる県外からの集客、園内演出の強化等に努めています。 さらに、平成14年10月には当該施設を(財)茨城県開発公社に譲渡し、安定的な運営基盤の確保に努めます。</p> | <p>「ワープステーション江戸」運營業務に関する支援やロケ・施設の利用促進に係る営業活動等を実施。 平成17年11月にメディアパークシティ整備構想検討会議を設置し、当構想の見直しを検討しており、併せて当構想の推進母体である当法人のあり方を含め、検討中。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|-----------------|------|------|-------------|---------|---------|-----------------|---------------|--------|--------|----------------|
| <p>(株)茨城県中央食肉公社 「経営改善5ヶ年計画(平成15年度～19年度)」に基づき、部分肉取扱い量の拡大、と畜頭数及び市場取扱い量の拡大、と畜解体料金等の見直し、経費の節減等を実施し、経営の健全化・累積欠損金の削減に努めます。</p> | <p>「経営改善5ヶ年計画(平成15年度～19年度)」に基づき、部分肉取扱い量の拡大、販売単価の値上げ等による収益性の向上、経費の節減等を図り、経営の健全化・累積欠損金の削減に努力。 新たに部分肉処理加工会社を誘致し、豚のと畜頭数を確保</p> <table border="1" data-bbox="805 862 1420 1041"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と畜頭数 (豚)</td> <td>248,090</td> <td>242,676</td> <td>239,500 (見込)</td> </tr> <tr> <td>当期純利益 (千円)</td> <td>28,302</td> <td>71,040</td> <td>38,763 (見込)</td> </tr> </tbody> </table> | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | と畜頭数 (豚) | 248,090 | 242,676 | 239,500 (見込) | 当期純利益 (千円) | 28,302 | 71,040 | 38,763 (見込) |
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | | | | | | | | | | |
| と畜頭数 (豚) | 248,090 | 242,676 | 239,500 (見込) | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 (千円) | 28,302 | 71,040 | 38,763 (見込) | | | | | | | | | | |
| <p>鹿島埠頭(株) 定期コンテナ航路の誘致に取り組む等、曳船業、船舶代理店業、物流営業等各事業の売上確保を図るとともに、曳船の効率的運航などによる経費節減を行い、黒字基調の経営に努めます。 職場内研修の実施や派遣研修の実施により、営業や販売を始めとした会社経営に精通したリーダー社員を育成します。</p> | <p>航路誘致、荷主開拓を積極的に推進。 効率的な曳船体制を確立するため、大洗港における配乗人員を削減。 安全かつ迅速なサービスの提供及び資産構成の健全化を図るため、老朽化した曳船1隻の代替新造を実施。 企業理念及びモットーを明文化し、社員に対しその趣旨の徹底と実施を推進。 長期的経営課題解決のため、管理職の集合研修を実施したうえで、平成18年度から実施する5ヶ年の長期経営計画を策定。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(財)茨城県勤労者余暇活用事業団 余暇活用センター「やみぞ」については、各種販売商品の企画開発やリピーター対策に重点を置いた積極的な営業活動を実施するとともに、経費の節減を図り、さらに、民間の経営ノウハウの活用や従業員研修の充実による資質の向上及び接客サービスの向上、地域の特産品を活用した新規メニューの開発などにより施設の魅力向上に努めます。</p> | <p>平成15年度に策定した中期経営改善計画に基づき、経費節減や施設の魅力向上に努めた結果、平成16年度に続いて平成17年度決算においても黒字を計上する見込みであり、グランドゴルフ愛好者や日帰り入浴者等を始めとする「施設利用者数」は増加。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>つくば国際貨物ターミナル(株) 「中期経営計画(平成14年度～16年度)」に基づき、新規取引先の開拓、海上コンテナ貨物の取扱量の拡大、保有する施</p> | <p>新規顧客の開拓や既存顧客からの受注拡大により、営業収入の増加を図るとともに、業務委託費などの経費抑制に努めたことに</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>設・人員・車両の有効活用により累積欠損金の解消に努めます。</p> | <p>より，經常利益を確保し，累積欠損金の削減に努力。</p> |
| <p>(社)茨城県私学教育振興会 会員私立学校の運営資金等貸付事業に係る貸付原資が十分に造成されているため，平成14年3月，貸付原資の一部である県出資金全額（7千5百万円）を県に返還しました。</p> | <p>同左</p> |
| <p>(社)茨城県植物防疫協会 事故損害相互扶助制度に係る損害補てん金の原資からの果実が十分積み立てられており，当該果実での運用が可能であるため，損害補てん金の原資である出資金を平成15年度中に県などの各会員に返還します。</p> | <p>事故損害相互扶助制度に係る損害補てん金の原資からの果実が十分積み立てられており，当該果実での運用が可能であるため，損害補てん金の原資である出資金を平成15年7月に県などの各会員に返還。</p> |
| <p>(社)茨城県ふるさとづくり推進センター (社)茨城県ふるさとづくり推進センターに対する県の関与のあり方について，平成15年9月までに方針を決定します。</p> | <p>(社)茨城県ふるさとづくり推進センターの業務や推進体制等について検討した結果，組織は存続させる方針を決定。さらに，市町村主体の運営とするため，県職員派遣を取り止める方向で検討を実施。役員市町村・県で構成する組織体制等検討委員会を設置。 平成19年度以降の県職員派遣を廃止することを前提に，事業の見直しを進める方針を決定。</p> |
| <p>(財)茨城住宅管理協会 組織の見直しと人員の適正配置を行い，滞納対策等の強化，修繕の効果的執行等の課題に対応します。</p> <p>新たに「サービス向上推進主任」を設置し，照会，相談，要望等への迅速・的確な対応に努めます。</p> <p>修繕工事事務処理システムや公益法人会計システムの構築・導入により，業務執行の効率化を図ります。</p> | <p>組織を見直し，4部8課に再編成。特に，収納課を新設し，初期滞納者（連続2～3ヶ月程度）の収納指導の強化を図り，県と一体になって，滞納額縮減を推進中。修繕の効率的執行については，2ヶ所ある住宅管理センターの担当区域を見直し，入居者の要請に迅速に対応できるよう強化。事務の効率化のため，公営住宅に係る総務・経理部門を筑波センターから水戸センターに移し，委託に係る管理機能を強化。多様化する県民の要望，照会事項の複雑化，相談内容の多様化等に対応するため，年4回不定期に主管課担当者と協会担当者と情報交換のための「サービス向上委員会」を開催。申込者の利便性を図るため，入退去専用窓口を水戸センター1階に開設。主管課の指導のもと，各事務処理システムの構築及び適正な会計処理を実施。</p> |
| <p><目標>赤字団体数を約30%減少 (平成13年度決算赤字団体数：29団体)</p> | <p><実績>11団体減少 (29団体 22団体 20団体 18団体) <達成状況>37.9%削減</p> |

(3) 指導監督を強化し、責任ある経営体制をつくります

| 県と出資団体等との関わり方を定める条例の制定 | |
|--|---|
| <p>県の出資団体等に対する指導監督の統一性の確保と透明性の向上を図るとともに、出資団体等を通じた行政目的の効率的かつ効果的な達成を図るため、県の出資団体等への関わり方の基本的事項を定める条例を制定します。</p> | <p>県の出資団体等に対する指導監督の統一性の確保と透明性の向上を図るとともに、出資団体等を通じた行政目的の効率的かつ効果的な達成を図るため、県の出資団体等への関わり方の基本的事項を定める条例を制定。 (平成15年第1回定例会で関係条例議決)</p> |
| 指導監督の強化 | |
| <p>出資団体等の経営を健全化し、自立性を高めていくために、団体を統一的・総合的に指導監督する専管組織の設置に加え、外部の専門家を活用した経営評価システムの整備・運用、団体の資産運用面のチェック等を行うなど、団体に対する指導監督を強化します。</p> <p>県が最大出資者である営利法人について指導監督を強化するとともに、出資団体の子会社の業務運営の適正化等についても指導します。</p> <p>新規の出資団体の設立は厳に抑制することとし、新規の行政ニーズへの対応については、需要調査等を厳しく吟味するとともに、類似の業務を行う既存の団体の活用を図ることを基本とします。(平成15年度～)</p> | <p>総務部出資団体指導室において、県内に本拠地を置く出資団体等に対し経営評価を実施し、公認会計士2名を含む経営評価チームにより、出資法人等の経営健全化の指導、団体のあり方の見直し、資産運用のチェックなどを実施。</p> <p>県が出資する営利法人に対しても経営評価を実施し、経営の健全化を指導するとともに、営利法人に子会社がある場合はその業務運営の適正化についても指導を実施。</p> <p>新規の行政ニーズへの対応については、既存の団体の活用を基本とし、指導に努力。</p> |
| 県による財政的・人的支援の見直し | |
| <p>補助金等については、県と出資団体等との役割分担の見直しを行い、縮減します。 <目標>補助金等の削減： 3年間で約10%削減</p> <p>自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事、副知事の団体代表兼職を可能な限り廃止します。 <目標>知事・副知事の団体代表兼職団体数： 3年間で10団体程度削減</p> | <p>出資団体に対する県の補助金等の削減 <実績> H15年度 前年度比約9%削減 H16年度 前年度予算比6%削減 H17年度 前年度予算比6%削減 ・ 予算額 358億円 325億円 307億円 288億円 <達成状況>約20%削減</p> <p><実績>知事・副知事の代表兼職の削減数 知事 1 : 12 団体 5 団体 副知事 1 : 12 " 12 " (比 知事 : 7 団体削減 副知事 : 3 団体削減, 3 団体増) <達成状況>70.0% 最近の取組状況 副知事の代表兼職を廃止した団体 ・ 茨城県住宅供給公社 (H17.5.1)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>県退職者の常勤役員への就任については、その知識や経験が業務遂行上必要とされる場合に限ります。</p> <p><目標>県退職者派遣数（平成14年度75人）：3年間で約10%削減</p> <p>県職員の派遣や団体役員の内兼任についても縮減します。</p> <p><目標>県職員派遣数（平成14年度426人）：3年間で約10%削減（県立社会福祉施設運営に伴う派遣増を除く）</p> <p><目標>県職員団体役員兼任数（平成14年度144人）：3年間で約30%削減</p> | <p><実績> 68人（H17.7）（比7人削減）</p> <p><達成状況>約10%削減</p> <p><実績> 360人（H17.7）（比66人削減）</p> <p><達成状況>県派遣職員を約15.4%削減（県立社会福祉施設運営に伴う派遣増を除く）</p> <p><実績> 98人（H17.7）（比46人削減）</p> <p><達成状況>県職員の団体役員兼任を約31.9%削減</p> |
| <p>役職員の育成</p> <p>団体間の共同研修，人事交流等を行い，経営ノウハウの高い人材育成を図るとともに，役員等について，専門的な知識経験を有する外部の人材の登用を検討します。</p> | <p>団体の役職員の意識改革を図るため，団体の役員及び管理職に対して，経営改善セミナーを実施。</p> <p>県公社等連絡協議会による職員の階層別研修会を，講師派遣などにより支援。</p> |

(4) 情報公開を徹底します

| | |
|--|---|
| <p>情報公開の充実</p> <p>出資団体等のうち，県情報公開条例に定める「支援対象団体」については，原則公開という趣旨に沿って，制度の適正な運用が図られるよう指導します。</p> <p>また，営利法人など支援対象団体以外の団体についても，情報公開が推進されるよう指導します。</p> <p>県情報公開条例の目的や出資団体等の公益性の観点から，役員会議事録や資産運用の内容など，できる限り多くの情報が県民に提供されるよう指導します。</p> | <p>支援対象団体については，各団体で制定した情報公開規程の適切な運用について団体の指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象団体以外についても，経営評価等を通じ運営状況等の積極的な公開を指導。 <p>団体にインターネット等での積極的な情報提供を指導するとともに，県においても団体に関する情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県行政情報センターにおける情報提供 団体概要及び財務諸表 県ホームページによる情報提供 経営評価結果概要，経営評価書 出資団体等経営改善専門委員会意見書 など |
|--|---|

5 財政構造改革

(1) 財政健全化目標

| 推進事項・内容 | 取組内容(15～17年度) |
|---|--|
| <p>財政再建団体への転落回避</p> <p>県財政は危機的な状況にあることから、当面は、あらゆる手段を講じ、財政再建団体への転落を回避することにより、財政の健全化を進めます。</p> <p>このため、平成12年度から14年度の「財政再建期間」に引き続いて、平成15年度から17年度を「財政構造改革期間」と設定し、「財政収支見通し」を作成の上、具体的方策とその目標額を掲げた「財政構造改革プラン」を別途作成します。</p> <p>「財政収支見通し」については、県税収入の動向や国の地方税財政対策の状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。また、財政運営の状況について、広報誌、インターネット等を通じ、わかりやすく公表します。</p> | <p>予算や決算の状況等の財政運営状況について、分かりやすく公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を活用した情報の提供 (県広報紙ひばりやフォトいばらきに行財政改革大綱、財政構造改革プランを掲載) ・インターネットによる資料の提供 (平成16年度一般会計決算見込等の概要) <p>平成16年度、17年度当初予算を基礎とする財政収支見通しを含め、「財政構造改革プラン」の一部改定を行い、公表(H16.3月、H17.3月)。</p> <p>平成18年度当初予算を基礎とする財政収支見通しは「財政集中改革プラン」(H18.3月策定)内で公表。</p> |
| <p>県債発行の抑制(財政構造改革期間中の財政健全化目標)</p> <p>県債残高が累増しない財政体質への改善をめざし、財政構造改革期間中は、公共投資に充てるための県債の新規発行額を抑制します。</p> | <p>公共投資にあてるための県債の新規発行額の抑制</p> <p>平成15年度(当初予算) 1,117億円 対前年度比 2.6%</p> <p>平成16年度(当初予算) 998億円 対前年度比 10.7%</p> <p>平成17年度(当初予算) 858億円 対前年度比 14.0%</p> |
| <p>プライマリーバランスの黒字化(中長期的な財政健全化目標)</p> <p>歳入・歳出両面にわたり財政構造の徹底した改革を実施することにより、将来の世代に過大な借金を負担させない財政運営を行う観点から、プライマリーバランスの黒字化をめざします。</p> <p><目標>平成22年度を目途にプライマリーバランスを黒字化</p> | <p>平成15年度(決算) 454億円 平成16年度(決算) 84億円 平成17年度(最終予算) 33億円 一般財源基金からの繰入を除く</p> <p><達成状況> 平成17年度(最終予算)では、県税収入の大幅な増などによりプライマリーバランスは黒字となっているが、平成18年度当初予算では再び赤字となっており、財政構造的には黒字化が達成されたとは言えないため、引き続き黒字化に向けて努力する。</p> |

(2) 歳出の改革を進めます

ア 人件費の抑制

| | |
|--|---|
| <p>人件費の抑制</p> <p>事務事業の見直しによる事務の効率化や組織の簡素化等による職員定数の削減、給与の適正化、特別職の給与カットの継続などにより、人件費総額を抑制します。</p> <p><目標>職員定数削減、給与の適正化など</p> | <p><実績></p> <p>平成15年度 100億円 平成16年度 30億円 平成17年度 24億円</p> <p><達成状況> 96.2%</p> |
|--|---|

による削減額：
3年間で160億円程度

イ 公共投資の縮減・重点化

公共投資の縮減・重点化

公共投資については、これまでの縮減努力により、景気対策のための大幅な公共投資の追加が行われていた以前の水準（平成3年度の水準）を既に達成しています。しかしながら、当該年度の公共投資額に過去の投資といえる公債費を加えた額（以下「実質的な公共投資額」という。）でみると、未だ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を上回っている状況にあることから、国における公共投資の見直しの方向等を踏まえ、地域経済や雇用に与える影響にも留意しつつ、当面、実質的な公共投資額が平成3年度の水準となることをめざして縮減を図るとともに、公共投資の重点化・効率化を進めます。

なお、今後の税収動向等を踏まえ、毎年度、具体的な削減率を設定します。重点化に当たっては、少子・高齢社会への対応及び雇用の創出や生産誘発効果等を勘案し、福祉や環境関連事業などの生活基盤の整備に力点を置いていきます。

また、今後の景気動向によっては、国の方針をも踏まえ、機動的、弾力的に経済対策を講じていきます。

公共事業の事前評価制度を導入することにより、公共事業を厳選し、より重点的・効率的に執行します。

<目標>実質的な公共投資額が、景気対策のための大幅な公共投資の追加が行われていた以前の水準（平成3年度の水準）となることをめざし、縮減

<実績>

実質的な公共投資額の推移（最終予算）
抑制目標：平成3年度 2,982億円

平成15年度 3,200億円

平成16年度 3,189億円

平成17年度 3,125億円

<達成状況>

実質的な公共投資額（公共投資額＋公債費）を平成3年度の額を約5%超える水準にまで抑制。

直轄事業負担金の縮減・重点化

直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して相当の財政的負担を課しているなど、不合理な面が多いことから、三位一体改革の一環として、その廃止・縮減を、国に対して強く要請します。

直轄事業負担金の廃止・縮減について、県選出国會議員説明会や知事会を通じて国等に提案・要望を実施。

工事コストの縮減

公共工事コストの縮減目標等を定めた新たな行動計画を策定し、引き続き、公共工事のコスト縮減を進めます。

公共投資については、更なるコストの縮減や透明性の向上を図るため、入札監視委員会の設置によるチェック機能の強化など入札手続の改善等に努めるとともに、電子

電子納品モデル事業、建設ゼロ・エミッションモデル工事の実施、計画・設計手法の見直し、積算の合理化などのコスト縮減策を実施。

工事コスト縮減対策に関する新たな計画「茨城県公共工事コスト構造改革プログラム」

| | |
|---|--------------------|
| <p>入札の導入により一般競争入札の拡大を図ります。</p> <p>P F I の活用や施設整備の段階から維持補修費を節減できるような工法等の導入などについて、今後、さらに具体的な取組みを行い、工事コストの縮減に努めます。</p> | <p>を策定(H17.3)。</p> |
|---|--------------------|

ウ 大規模建設事業等の見直し

| | |
|---|---|
| <p>大規模建設事業の見直し</p> <p>総事業費5億円以上の大規模建設事業については、緊急性や事業効果等を再度十分に検証し直し、既に設計や事業に着手しているものにあつては、事業実施年度の先送りや事業規模の縮小を検討するなど事業費の節減を図り、構想中の事業にあつては、原則として、財政構造改革期間中は新規着工を見送ります。</p> <p>事業の凍結や事業費の節減などの見直し対象となる大規模建設事業の対象範囲を拡大します。</p> | <p>随時、事業の進捗状況等を把握。</p> <p>平成15年度 10億円削減 平成16年度 4億円削減 平成17年度 0.4億円削減</p> |
| <p>大規模イベントの見直し</p> <p>開催事業費1億円以上の大規模イベントについては、すでに誘致が決定している事業にあつては事業費を節減し、今後誘致する事業にあつては、実施そのものの適否を厳しく吟味し、事業費の節減や誘致時期の調整を行います。</p> <p>イベントの計画立案段階においては、費用対効果の検証を徹底し、実施に当たっては、関係団体などとの協力体制を検討するなど、徹底したコスト縮減に努めます。</p> | <p>随時、事業の進捗状況等を把握。</p> <p>平成16年度 0.2億円削減 平成17年度 0.4億円削減</p> |

エ 事務事業の再構築

| | |
|---|--|
| <p>事務事業の再構築</p> <p>全ての事業について、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る観点から、毎年度事業本数の削減を行います。</p> <p>財源不足額の解消を図るため、見直し対象事業費を、これまで一般行政費の一部としていたものを、一般行政費の全ての事業まで拡大するとともに、今後の税収動向等を踏まえて、毎年度、事業の種類毎に見直し削減率の設定を行います。</p> <p><目標>事業本数： 毎年度、前年度比で約10%削減</p> | <p>平成15年度から当初予算編成に先立ち実施した「事務事業再構築」において、事業本数10%削減を目標として、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、全庁統一的な共通テーマに基づき、ゼロベースの視点に立った見直しを実施。</p> <p>実績 事業本数の削減実績</p> <p>平成15年度 14.9% 平成16年度 12.7% 平成17年度 14.9%</p> <p><達成状況> 平成15年度から平成17年度まで、毎年度、10%を超える事業本数の削減を達成。</p> |
| <p>補助金の廃止・縮減</p> <p>県単補助金については、従来見直し対象外の扱いをしてきた事業も含め全事業について、民間や市町村との役割分担等の見直</p> | <p><実績>(当初予算)</p> <p>平成15年度から平成17年度までの3年間で、約50億円縮減</p> |

| | |
|--|---|
| <p>しを行い、補助金の整理合理化や重点化を進めます。</p> <p>過去の経緯等にとらわれることなく、県民ニーズに適合しなくなってきたものについては、休・廃止するとともに、補助対象経費の見直し及び他事業あるいは他県と比較して高い補助率のものや県が上乘せを行っているものを見直しなどを行い、補助金総額を縮減します。</p> <p><目標>補助金総額の縮減：3年間で約10%</p> | <p><達成状況> 約11%縮減</p> |
| <p>維持管理経費の見直し</p> <p>公共施設、庁舎等の維持管理経費については、経費を節減し、施設の効率的運営を推進する観点から、民間委託や公共施設サポーター制度などを積極的に活用します。</p> <p><目標>施設の維持管理経費の削減：3年間で約10%削減</p> | <p><実績>(当初予算)</p> <p>平成15年度から平成17年度までの3年間で、約14億円縮減</p> <p><達成状況>約12%縮減</p> |
| <p>改革いばらき特別枠の設定</p> <p>事務事業の再構築等による歳出削減に取り組む一方、「改革いばらき特別枠」等の予算要求枠を設定し、新たな重要政策課題に迅速かつ的確に対応していきます。</p> | <p>平成15～17年度当初予算要求時に「改革いばらき特別枠」(枠内にテーマを設定)を設け、施策の重点化と部局横断的な政策の充実強化を図った。</p> <p>平成15年度 約9億円、76事業を予算化 平成16年度 約10億円、73事業を予算化 平成17年度 約11億円、65事業を予算化</p> |
| <p>目的・効果のわかりやすい予算編成</p> <p>予算編成に当たっては、政策評価や出資団体等の経営評価、発生主義会計手法などを活用し、事業の目標達成状況や費用対効果の検証を行い、実施事業の取捨選択を厳しく行います。</p> <p>限られた財源を、真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分するため、重点分野に対応する予算を各部局を通じて整理する手法(マトリックス型の手法)を活用します。</p> | <p>政策評価の積極的活用等を検討。</p> <p>予算要求通知の中に、政策評価や出資団体等の経営評価の活用等を明示。</p> <p>平成16年度当初予算要求から、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、メリハリの効いた予算とするため、財政課が示した枠内で各部局が主体的に予算編成する枠予算方式を導入。</p> |
| <p>オ 企業会計・特別会計の見直し</p> | |
| <p>企業会計繰出金の抑制</p> <p>病院事業会計については、人員配置の適正化や職員給与費の見直し等についての包括外部監査の結果報告(平成12年度)を踏まえ、経営改善を行い、一般会計からの繰出金を抑制します。</p> <p>水道事業会計・工業用水道事業会計については、中期経営計画に沿って経営改善を行い、一般会計からの繰出金を抑制します。</p> | <p>平成16年度に策定した県立3病院の経営改善アクションプランに基づき、医療の充実、サービス向上、収支の改善などの取り組みを推進。</p> |
| <p>特別会計繰出金の抑制</p> <p>港湾事業特別会計については、採算性の向上を図り、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。</p> | <p>港湾事業特別会計</p> <p>建設中の施設に係る支払利息について県債の活用により繰出金を抑制。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>流域下水道事業特別会計については、受益者負担の適正化の観点から、市町村に資本費に係る負担を求めることにより繰出金を抑制します。</p> | <p>流域下水道事業特別会計 資本費の回収，県債の活用，流域下水道基金の活用により繰出金を抑制。</p> |
| <p><目標>企業会計・特別会計繰出金削減額 ：3年間で60億円程度</p> | <p><実績>企業会計・特別会計合計（当初予算） 平成15年度 約20億円削減 平成16年度 約19億円削減 平成17年度 約9億円削減 <達成状況> 80.0%</p> |

カ 公債費負担の平準化

金利負担の軽減

銀行等引受債は、これまで10年債を中心に発行してきましたが、10年債に比べ5年債の金利がより低い現状を踏まえ、当面、5年債の発行割合を大幅に引き上げることとし、今後も、金利動向を見極めながら、金利負担の軽減や償還年限の多様化を進めます。

市場関係者を対象とした、本県の財政状況や行財政改革への取組み状況等についてのIR説明会を開催し、本県債の市場での評価を高めることにより、資金調達コストの軽減を図ります。

10年債に比べ5年債の金利がより低い現状を踏まえ、5年債の発行割合を大幅に引き上げることにより金利負担を軽減。

(参考)

・5年債の発行額(銀行等引受債に占める5年債のシェア)

平成13年度：70億円(13.8%)

平成14年度：271億円(32.4%)

平成15年度：466億円(48.9%)

平成16年度：603億円(49.1%)

平成18年3月債の表面利率

10年債：1.7%、5年債：1.1%

IR説明会の実施

・平成15年10月16日(東京)

・平成16年3月23日(水戸)

・平成16年10月22日(東京)

・平成17年10月25日(東京)

ミニ市場公募債の発行

県民の県政への参加意識を高め、地方債の個人消化を通じた資金調達手法の多様化を図る観点から、県民参加型ミニ市場公募債(「大好きいばらき県民債」)を発行します。

また、財政融資資金などの公的資金が縮減傾向にある中、市町村においても資金調達手法の多様化を図る観点から、県と市町村とが共同でミニ市場公募地方債を発行します。

<目標>毎年度50億円程度発行

大好きいばらき県民債

<実績>

平成15年度60億円発行(うち県分50億円)

【県単独発行】

1.発行額 30億円

2.発行日 平成15年11月28日

3.期間 5年(満期一括償還)

4.利率 0.70%

【県・市町村共同発行】

1.発行額 30億円

(県20億円,6市10億円)

2.発行日 平成16年4月30日

3.期間 5年(満期一括償還)

4.利率 0.70%

平成16年度60億円発行(うち県分50億円)

【県単独発行】

1.発行額 30億円

2.発行日 平成16年11月30日

3.期間 5年(満期一括償還)

4.利率 0.66%

【県・市町村共同発行】

1.発行額 30億円

(県20億円,5市10億円)

2.発行日 平成17年4月28日

3.期間 5年(満期一括償還)

4.利率 0.56%

平成17年度65億円発行(うち県分50億円)

【県単独発行】

1.発行額 30億円

2.発行日 平成17年11月30日

| | |
|---|---|
| | <p>3. 期 間 5年(満期一括償還)</p> <p>4. 利 率 0.94%</p> <p>【県・市町村共同発行】</p> <p>1. 発行額 35億円 (県20億円, 7市町15億円)</p> <p>2. 発行日 平成18年4月28日</p> <p>3. 期 間 5年(満期一括償還)</p> <p>4. 利 率 1.38%</p> <p><達成状況>目標通り実施</p> |
| <p>償還期間の長期化</p> <p>世代間の負担の適正化及び公債費負担の平準化を図るため、公共施設の耐用年数に応じて、一部の地方債については最大60年までの償還期間により発行します。</p> | <p>橋梁やトンネル整備に係る銀行等引受債について、施設の耐用年数が60年以上であることから、満期一括償還方式県債を充当し、今後の借換え回数を増やすことにより、耐用年数に応じて60年程度まで償還期間の長期化を検討。</p> |

(3) 歳入の確保を図ります

| | |
|---|--|
| <p>県税滞納額の縮減・課税の適正化</p> <p>税負担の公平性の確保の観点から、各税目に応じた滞納整理による県税滞納額の縮減、課税の適正化を積極的に推進します。</p> <p>【個人県民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城租税債権管理機構に対する支援を通じた個人県民税の滞納額の縮減、市町村との連携強化により効果的な徴収対策を推進します。 <p>【軽油引取税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城県不正軽油撲滅対策協議会の取組みを通じた県民運動の展開により官民一体となって不正軽油の撲滅に努め、公平性の確保と適正な課税の推進を図ります。 軽油引取税の調査体制を強化し、不正軽油110番などを活用しながら脱税事案に対する早期調査に着手するとともに、国税犯則取締法に基づく刑事告発を行うなど徹底した不正追及に努めます。 <p>【自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県・市町村や民間団体と連携しながら、自動車の不正登録の排除に努め、課税の適正化を図ります。 従来の対策に加え、県税事務所全職員による滞納整理や差押・公売を中心とした滞納処分の実施など、より強力な滞納対策を行います。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口滞納事案については、特別徴収班を活用して、より機動的で効果的な滞納整理を行います。 <p><目標>滞納額の縮減：3年間で約10% (H13年度県税滞納額：150億円)</p> | <p>滞納額の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税事務所休日窓口を開設 給与の調査及び差押、預貯金等債権差押等の実施(随時) 全所員による滞納整理、所内特別整理班による困難事案等の滞納整理、市町村との共同滞納整理、繰越事案の集中滞納整理 <p>課税の適正化</p> <p>【軽油引取税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正軽油の製造・販売者を、地方税法違反(脱税)で水戸地検に告発(6月) 混和軽油販売者等に対し課税処分(課税件数36件, 462,053千円) 路上採取調査の実施(6月・10月) 公共工事現場における抜き取り調査の実施(7月・11月) 不正軽油の製造・販売者を、地方税法違反(脱税)で水戸地検に告発(10月) 不正軽油の製造者等に対する強制調査(11月) 不正軽油販売者等に対し課税処分(課税件数55件, 315,152千円) 路上採取調査の実施(6月・10月) 公共工事現場における抜き取り調査の実施(11月・2月) 不正軽油の製造・販売者を、地方税法違反(製造承認義務違反・脱税)で水戸地検に告発(2月) 重油をダンプ等の自動車に販売していた業者等に対する強制調査(3月) <p>【自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の不正登録防止について、車庫証 |
|---|--|

| | <p>明の不要な村に対して協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の適正登録の推進について市町村等へポスター・ちらしを配布 <p><実績> 成15年度から平成17年度までの3年間で、約21億円縮減</p> <p><達成状況>14%縮減</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-------|----|-------|-------|----------|-----|-------|----------|-----|-----------|---|
| <p>課税自主権の活用</p> <p>核燃料等取扱税については、茨城県自主税財源充実研究会での調査・検討を踏まえ、その見直しを行います。</p> <p>法定外税、超過課税等の課税自主権の活用など県税のあり方について、茨城県自主税財源充実研究会において幅広い観点から研究します。</p> | <p>核燃料等取扱税</p> <p>自主税財源充実研究会において新条例案を検討(6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回定例県議会に条例案を提出(12月) ・総務大臣同意(3月) <p>新条例施行(4月)</p> <p>本県に相応しい課税自主権の活用</p> <p>自主税財源充実研究会において水環境保全のための税制案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政世論調査で霞ヶ浦等の浄化と税負担に関する意識調査を実施(8月)、公表(11月) <p>自主税財源充実研究会において水環境・森林保全のための税制案を検討(11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する県民意識調査を実施(3月) <p>法人県民税の超過課税の適用期間を5年間延長する条例案を第2回定例県議会に提出(6月)、条例施行(同月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主税財源充実研究会において環境保全を目的とした課税自主権の活用方策について検討(8月) | | | | | | | | | | | | |
| <p>受益者負担の適正化</p> <p>有料の県立施設について、減免対象者の割合が著しく高い施設もあることから、減免方法の運用改善を実施するとともに、高齢化の進展や他制度における減免措置との均衡等を踏まえ、高齢者の減免対象年齢の段階的引き上げを行います。</p> <p>これまで訓練経費を徴収してこなかった産業技術専門学院や農業大学校について、看護専門学院との均衡等を踏まえ受益者負担の公平性を確保する観点から県立高等学校並みの水準で授業料等を徴収することとし、あわせて、この財源を活用して、施設・設備の充実を図ります</p> <p>国補公共事業において、国の基準以上に県が補助・負担している事業について、事業本来の負担割合や当該事業による受益の程度等を踏まえて、見直します。</p> | <p>有料の県立施設について、平成15年度から減免対象年齢を段階的に引き上げ。</p> <p>産業技術専門学院，農業大学校 設置及び管理に関する条例等を改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選考試験手数料を徴収。 <p>入学料，授業料を徴収</p> <p>授業料等</p> <table border="1" data-bbox="820 1648 1390 1832"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(円)</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験手数料</td> <td>2,200</td> <td>H15.4.1~</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>5,650</td> <td>H16.4.1~</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>年 111,600</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <p>授業料を變更 年 115,200 (H17.4.1~)</p> | 区分 | 金額(円) | 適用 | 試験手数料 | 2,200 | H15.4.1~ | 入学料 | 5,650 | H16.4.1~ | 授業料 | 年 111,600 | " |
| 区分 | 金額(円) | 適用 | | | | | | | | | | | |
| 試験手数料 | 2,200 | H15.4.1~ | | | | | | | | | | | |
| 入学料 | 5,650 | H16.4.1~ | | | | | | | | | | | |
| 授業料 | 年 111,600 | " | | | | | | | | | | | |

県有未利用地の処分促進

県有未利用地については、これまでの売却方式に加え、新たにリース（事業用定期借地）方式を導入し、処分の促進に努めます。

主管部局において具体的な利用方針の定まらない県有未利用財産については全庁的な観点からその利活用方策について一元的に検討する仕組みを導入します。

<目標>売却目標額：

3年間で26億円程度

<実績>

売却額：約18.7億円

件数：30件

- ・市町村・公的団体への売却：2件
- ・不落札物件の随意契約売却：2件
- ・公募による売却：3件
- ・媒介斡旋による随意契約売却：1件
- ・一般競争入札による売却：22件

売却額：約6.5億円

件数：37件

- ・市町村・公共団体への売却：3件
- ・不落札物件の随意契約売却：10件
- ・媒介斡旋による随意契約売却：1件
- ・一般競争入札による売却：23件

売却額：約5.7億円

件数：24件

- ・不落札物件の随意契約売却：11件
- ・媒介斡旋による随意契約売却：2件
- ・一般競争入札による売却：11件

<達成状況>118.8%

税外収入の確保

県内の地方銀行のATMを活用した宝くじの県内販売網の充実など、販売総額の増加方を講ずることにより、宝くじ収益金の増収を図ります。

宝くじ収益金の確保

県内の地方銀行に対し、宝くじの販売PR等を実施するとともに、ATMを活用した宝くじの販売取扱いについて働きかけを実施。

(4) 地方税財源の拡充に取り組みます

地方税財政制度に対する国への提案・要望

かつて経験したことのない危機的な本県の財政状況を克服するためには、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革を行うことが基本ですが、県自らの取組みだけでは財政面での自主性・自立性を高める上で限界があることから、三位一体の改革を通じた自立的な地方税財政制度の構築に向け、本県独自に又は全国知事会等を通じて、国に対して積極的に以下のような提案・要望を行っていきます。

ア 地方分権にふさわしい三位一体改革の実現

所得税から個人住民税への3兆円程度の税源移譲を確実に実施すること。

国庫補助負担金の廃止・縮減については、真に地方の自由度の拡大につながるよう実施すべきであり、生活保護や児童扶養手当に係る単なる補助率の引下げは絶対に行わないこと。

地方交付税については、福祉、教育、公共投資等の行政サービスに支障が生じることのないよう、財源保障機能及び財源調整機能を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

イ 直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して相当の財政的負担を課しており、また、維持管理費についても地方負担があること、事務費の割合も地方事業と比べ著しく高いこと等、極めて不合理な面が多いことから、真っ先に廃止すること。

県選出国會議員説明会や知事会を通じて、国等に提案・要望を実施。

・地方分権を目指した三位一体の改革の推進について

県内経済活性化のための政策的な税の優遇措置等

一段と厳しさを増す本県の景気・雇用情勢を踏まえ、産業活動の活性化と雇用機会の創出を図るため、企業立地を促進する県税の減免や工業用水道料金の軽減に係る優遇措置を講じます。また、工業団地において、これまでの売却方式に加え、新たにリース（事業用定期借地）方式を導入するとともに、すべての地域の工場立地を対象とした低利な融資制度を創設します。これらにより、将来的には税源基盤の充実を図ります。

「茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例」制定（H15.4.1）。

県税の課税免除

・法人事業税

8件（ 8,349千円）
105件（ 583,050千円）
131件（1,287,627千円）

・不動産取得税

18件（ 63,316千円）
209件（ 841,551千円）
325件（1,396,076千円）

あわせて、「つくば・東海・日立知的特区」、「鹿島経済特区」、「広域連携物流特区」を推進するとともに、新技術の開発を目的に産学官が連携して行う研究開発プロジェクトの推進や、知的財産を活用した製品開発への支援、ベンチャー企業等への投融资制度の充実などにより、新産業の創造や産業高度化を推進します。また、農業については、茨城農業改革を進め、農産物の品質向上や生産性の向上等を図るとともに、農産物のイメージアップや販売促進を強化します。これらにより、県内経済を活性化し、税源の涵養を図ります。

工業団地のリース制度

県及び県開発公社の工業団地の一部（10団地）にリース制度を導入（H15.4月～）。

| 区 分 | H15 | H16 | H17 |
|--------|-----|-----|-----|
| 県工業団地 | 0 | 2 | 2 |
| 公社工業団地 | 1 | 1 | 0 |

工業用水道料金の優遇措置適用

0 1

工場立地促進融資（H17.4創設）
8件（1,273百万円）

ベンチャー企業育成ファンドによる投資

・いばらきベンチャー企業育成ファンド設立（H16.3.24）

- ・名 称：いばらきベンチャー企業育成投資事業有限責任組合
- ・規 模：10.1億円
- ・投資対象：株式上場を目指す創業期等の中小企業等
投資決定：5社（199,700千円）
投資決定：4社（107,500千円）

構造改革特区

- ・つくば・東海・日立知的特区（H15.4認定）
- ・鹿島経済特区（H15.4認定）
- ・広域連携物流特区（H15.11認定）
- ・いばらき幼児教育特区（H16.3認定）
- ・いばらき美しい景観づくり特区（H16.3認定。H17.7全国展開により取消）
- ・いばらき幼保連携特区（H16.12認定H17.11全国展開により取消）
- ・水戸黄門さんまちおこし特区（H17.7認定）